

# 福知山市自殺対策計画

～「いのち支える」まちづくりをめざして～

平成31年3月

福知山市

# はじめに



我が国の年間自殺者数は、平成10年以降、3万人を超える状態が続いていましたが、平成22年以降9年連続で減少しました。自殺者数は減少傾向にあるものの、15～39歳の各年代の死因の第1位は自殺となっており、現在も非常事態にあると言われています。

自殺原因の多くは、一般的には個人の意思や選択によるものではなく、心の病気などの健康問題、多重債務や失業などの経済・生活問題、子育てや介護などの家庭問題、いじめや不登校といった学校における問題などの様々な要因があり、それらが複雑化・複合化し連鎖する中で自殺が起きると言われています。

そのため、自殺を「個人の問題」としてだけではなく「社会全体の問題」として捉え、地域の実情に応じた取組や相談・支援体制の整備が求められています。

本市におきましても、こうした動きを背景に国の「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」を踏まえ、自殺対策に取り組んでいるところですが、毎年10人以上の市民が自ら命を絶っており、自殺対策を一層推進していくことが必要と考えています。

こうした状況の中、市民の皆様、関係団体・事業者等の皆様と連携を図り、それぞれの力を合わせることで、かけがえのない命を一人でも多く救うことを目指して自殺対策計画を策定しました。

市民一人ひとりが、つながり、支えあうことで、誰もが健康で生きがいを持って暮らすことができる「幸せを生きる」まちづくりの実現に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、皆様には本計画への一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、また自殺対策計画の策定に伴い、提言いただきました福知山市自殺対策協議会の委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成31年3月

福知山市長 大橋 一夫

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨等

|   |                         |   |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 3 | 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・   | 2 |
| 4 | 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |

## 第2章 自殺の現状と課題

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 全国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・           | 4  |
| 2 | 福知山市の現状及び実態・・・・・・・・             | 6  |
|   | (1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移・・・・・・・・      | 6  |
|   | (2) 「男女別」自殺者数の推移・・・・・・・・        | 8  |
|   | (3) 「男女別年代別」自殺者数の推移・・・・・・・・     | 8  |
|   | (4) 「職業別」自殺者数の推移・・・・・・・・        | 9  |
|   | (5) 「原因・動機」の状況・・・・・・・・          | 10 |
|   | (6) 自殺企図の場所・・・・・・・・             | 11 |
|   | (7) 自殺未遂歴の有無・・・・・・・・            | 11 |
| 3 | 福知山市の現状及び実態（男性）・・・・・・・・         | 12 |
|   | (1) 男性自殺者数「年代別推移」・・・・・・・・       | 12 |
|   | (2) 男性自殺死亡率「年代別推移」・・・・・・・・      | 12 |
|   | (3) 男性自殺者「職業の有無」・・・・・・・・        | 13 |
|   | (4) 男性自殺者数「原因・動機」・・・・・・・・       | 13 |
|   | (5) 男性60歳以上自殺割合「同居人が無し」・・・・・・・・ | 14 |
| 4 | 福知山市の現状及び実態（女性）・・・・・・・・         | 15 |
|   | (1) 女性自殺者数「年代別推移」・・・・・・・・       | 15 |
|   | (2) 女性自殺死亡率「年代別推移」・・・・・・・・      | 15 |
|   | (3) 女性自殺者「職業の有無」・・・・・・・・        | 16 |
|   | (4) 女性自殺者数「原因・動機」・・・・・・・・       | 16 |
|   | (5) 女性60歳以上自殺割合「同居人が無し」・・・・・・・・ | 17 |
| 5 | 福知山市の自殺の特徴・・・・・・・・              | 18 |

## 第3章 自殺対策の基本認識

|   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・    | 19 |
| 2 | 自殺対策の段階、対象とする集団・・・・・・・・ | 20 |

## 第4章 福知山市の自殺対策における取組

|   |                                      |    |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・                 | 21 |
| 2 | 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・                | 23 |
| 3 | 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・                 | 24 |
|   | (1) 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・          | 24 |
|   | (2) 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・            | 24 |
|   | (3) 市民への啓発と周知・・・・・・・・                | 25 |
|   | (4) 生きることを促進する支援・・・・・・・・             | 26 |
| 4 | 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・                 | 28 |
|   | (1) 高齢者の自殺対策の推進・・・・・・・・              | 28 |
|   | (2) 生活困窮者支援と自殺対策の連動・・・・・・・・          | 30 |
|   | (3) 無職者・失業者、勤務問題等への自殺対策の推進・・・・・・・・   | 31 |
|   | (4) 子ども・若者に対する自殺対策の推進・・・・・・・・        | 33 |
| 5 | 推進施策・・・・・・・・・・・・・・・・                 | 36 |
|   | (1) 自殺に関する実態把握・・・・・・・・               | 36 |
|   | (2) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組・・・・・・・・     | 36 |
|   | (3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組・・    | 36 |
|   | (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組    | 36 |
|   | (5) 適切な精神保健医療福祉サービスとの連携強化の推進・・・・・・・・ | 36 |
|   | (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる取組・・・・・・・・       | 37 |
|   | (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組・・・・・・・・       | 37 |
|   | (8) 遺された人への支援を充実する取組・・・・・・・・         | 37 |
|   | (9) 子ども・若者に対する自殺対策を推進する取組・・・・・・・・    | 38 |
| 6 | 具体的な推進施策の取組・・・・・・・・                  | 39 |

## 第5章 福知山市の自殺対策推進体制等

|   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 自殺対策の推進体制等・・・・・・・・ | 49 |
|---|--------------------|----|

## <資料>・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

|   |                      |
|---|----------------------|
| 1 | 自殺対策基本法              |
| 2 | 自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要 |
| 3 | 福知山市自殺対策協議会規則        |
| 4 | 福知山市自殺予防対策推進連絡会議設置内規 |

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の背景

我が国の自殺者数は平成10年に初めて年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。

このような背景から、平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、平成19年には国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が策定されました。

それまで「個人的な問題」とされてきた自殺は「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で対策が進められるようになりました。

本市においては、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」を踏まえ対策に取り組んできているところですが、毎年10人以上の市民が自ら命を絶っており、引き続き自殺対策を一層推進していくことが求められています。

平成28年4月に自殺対策基本法の改正があり、市区町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定することが定められました。

本市ではこうした現状及び対策の動向を踏まえ、自殺をしようと考えている人の命を一人でも多く救うことを目指したい。そのためには、市民一人ひとりがつながり、支えあうことで、誰もが健康で生きがいを持って暮らすことができる社会、「幸せを生きる」まちづくりを実現していくため、「福知山市自殺対策計画」を策定します。

自殺の背景は図1にあるように非常に多くの要因があります。

事業不振、多重債務、失業などの経済的要因、過労、病苦、介護疲れ、アルコールなど身体的要因、子育ての不安、いじめ、虐待などの人間関係に起因すると考えられるもの、実にさまざまです。また、思いがけないちょっとしたことが引き金となることもあります。

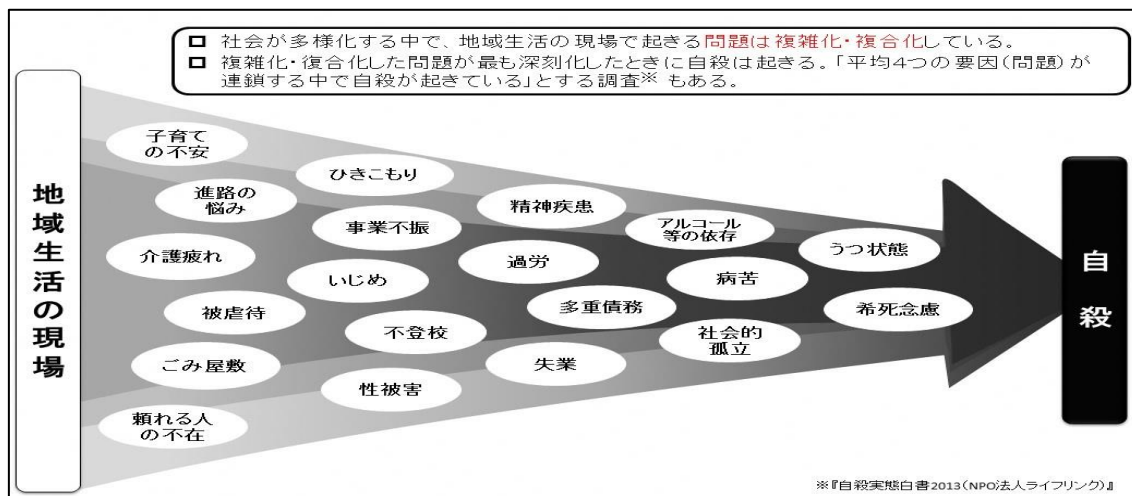
これら様々な悩みが背景にあり、追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ります。

また、社会とのつながりが希薄な場合、誰にも悩みが気づかれないままになり、それが死へと追いやることにもつながっています。

それ故に自殺対策とは、これら死の誘因に対抗できるような働きを活発にすることであり、それには、非常に多くのアプローチが必要になります。

これは行政だけではなく、市民も一体となって自殺対策に取り組むことが必要であり、行政と市民の共同作業により「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

図1 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年4月に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」、平成29年7月に見直された「自殺総合対策大綱」及び平成27年12月に策定された「京都府自殺対策推進計画」、さらに本市における自殺の現状を踏まえて取組の基本的方向性と具体的な施策を定めるものです。

本計画は、総合的な市政運営の計画「未来創造 福知山」を最上位計画とし、「第3次地域福祉計画」などの関連計画との整合性を図るものとします。

### ※関連する計画

- ・福知山市高齢者保健福祉計画
- ・福知山市子ども・子育て支援事業計画
- ・福知山市健康増進計画
- ・福知山市男女共同参画計画
- ・福知山市人権施策推進計画
- ・福知山市障害者計画、福知山市障害福祉計画・障害児福祉計画 など

## 3 計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直すこととされていることを踏まえ、本計画の期間は、平成31年度から2023年度（平成35年度）までの5年とします。

なお、本計画は「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」並びに「京都府自殺対策推進計画」が改正された場合、必要に応じて見直しを検討します。

## 4 計画の数値目標

国は、平成 29 年 7 月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、平成 38 年までに、人口 10 万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として設定しています。

本市においては、国の数値目標及び方針を踏まえつつ、「自殺者ゼロ」を目指すことを基本に失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係等の「生きることの促進要因」を増やすことによって、自殺リスクの低下を目指します。（計画の成果指標は別表－1 のとおり）

別表－1 計画の成果指標

| 成 果 指 標 | 実数                  | 目標値                 |
|---------|---------------------|---------------------|
|         | 2017 年<br>(平成 29 年) | 2023 年<br>(平成 35 年) |
| 自殺者の数   | 10 人                | 7 人以下               |
| 自殺死亡率   | 12.6                | 8.8 以下              |

## 第2章 自殺の現状と課題

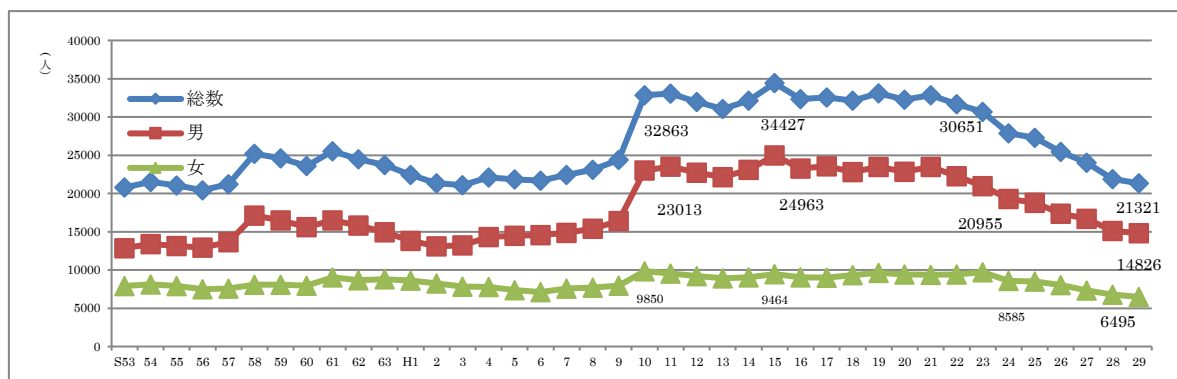
### 1 全国の動向

平成30年版自殺対策白書によると、全国の自殺者数は平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回り、平成29年は2万1321人と6年連続で3万人を下回りました。

また、人口10万人あたりの自殺者数をあらわす自殺死亡率は、昭和58年の21.1を第一次のピークとした後、平成3年には17.0まで低下しました。その後、平成9年の19.3から平成10年に26.0と急上昇し、以後平成15年の27.0をピークとして平成23年の24.0まで25前後の高い水準が続いていましたが、近年は低下を続けており、平成29年には統計を取り始めた昭和53年以降で最小の16.8となりました。

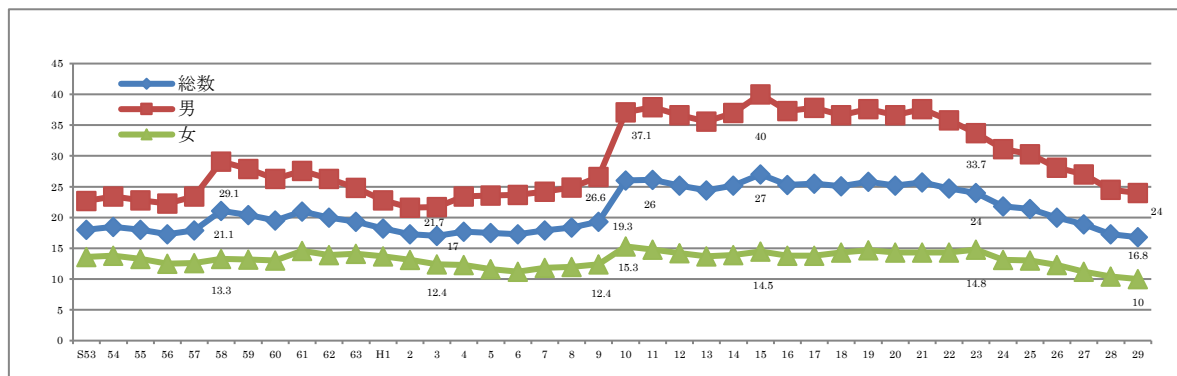
このように、自殺は減少傾向にあるものの、20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、15歳～39歳の各年代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い状況であり、非常事態はいまだに続いています。

図2 全国の自殺者数の推移



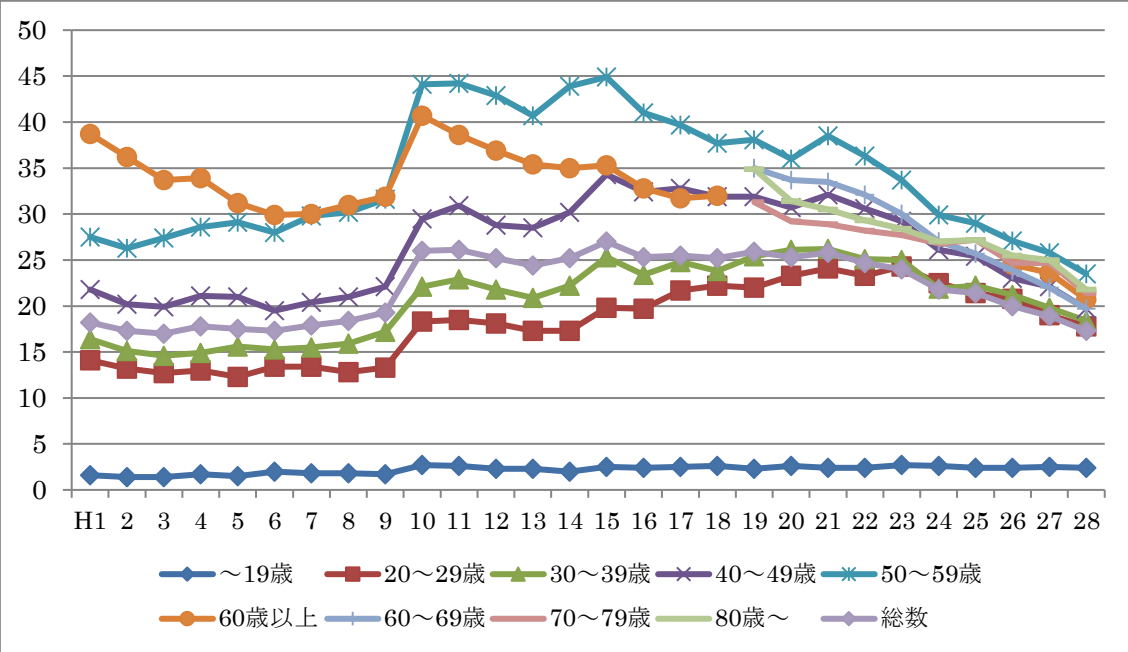
資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

図3 全国の自殺死亡率の推移



資料：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

図4 年齢階級別自殺死亡率の推移



資料：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成  
注) 平成 18 年までは「60 歳以上であったが、平成 19 年の自殺統計原票改正以降は「60～69 歳」、「70～79 歳」、  
「80 歳以上」に細分化された。

図5 平成 28 年における死因順位別にみた年齢階級・死亡率・構成割合

| 年齢階級   | 第1位   |        |       |       | 第2位   |       |      |       | 第3位   |       |      |       |
|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|
|        | 死 因   | 死亡数    | 死亡率   | 割合(%) | 死 因   | 死亡数   | 死亡率  | 割合(%) | 死 因   | 死亡数   | 死亡率  | 割合(%) |
| 10～14歳 | 悪性新生物 | 95     | 1.7   | 21.6  | 自 殺   | 71    | 1.3  | 16.1  | 不慮の事故 | 66    | 1.2  | 15.0  |
| 15～19歳 | 自 殺   | 430    | 7.2   | 36.9  | 不慮の事故 | 306   | 5.1  | 26.2  | 悪性新生物 | 120   | 2.0  | 10.3  |
| 20～24歳 | 自 殺   | 1,001  | 17.0  | 48.1  | 不慮の事故 | 373   | 6.3  | 17.9  | 悪性新生物 | 159   | 2.7  | 7.6   |
| 25～29歳 | 自 殺   | 1,165  | 19.0  | 47.0  | 悪性新生物 | 315   | 5.1  | 12.7  | 不慮の事故 | 291   | 4.7  | 11.7  |
| 30～34歳 | 自 殺   | 1,253  | 17.8  | 37.4  | 悪性新生物 | 641   | 9.1  | 19.1  | 不慮の事故 | 346   | 4.9  | 10.3  |
| 35～39歳 | 自 殺   | 1,445  | 18.2  | 27.8  | 悪性新生物 | 1,326 | 16.7 | 25.5  | 心 疾 患 | 495   | 6.2  | 9.5   |
| 40～44歳 | 悪性新生物 | 2,675  | 28.0  | 28.9  | 自 殺   | 1,739 | 18.2 | 18.8  | 心 疾 患 | 1,095 | 11.5 | 11.8  |
| 45～49歳 | 悪性新生物 | 4,753  | 52.1  | 34.1  | 自 殺   | 1,888 | 20.7 | 13.6  | 心 疾 患 | 1,819 | 19.9 | 13.1  |
| 50～54歳 | 悪性新生物 | 7,696  | 98.9  | 39.5  | 心 疾 患 | 2,476 | 31.8 | 12.7  | 自 殺   | 1,853 | 23.8 | 9.5   |
| 55～59歳 | 悪性新生物 | 12,605 | 168.9 | 44.5  | 心 疾 患 | 3,488 | 46.7 | 12.3  | 脳血管疾患 | 2,148 | 28.8 | 7.6   |
| 60～64歳 | 悪性新生物 | 23,343 | 288.4 | 48.4  | 心 疾 患 | 5,824 | 71.9 | 12.1  | 脳血管疾患 | 3,324 | 41.1 | 6.9   |

※構成割合は、それぞれの年齢階級別死亡数を 100 とした場合の割合である。

資料：厚生労働省「人口動態推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

資料：「平成 30 年版自殺対策白書」

## 2 福知山市の現状及び実態

### (1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

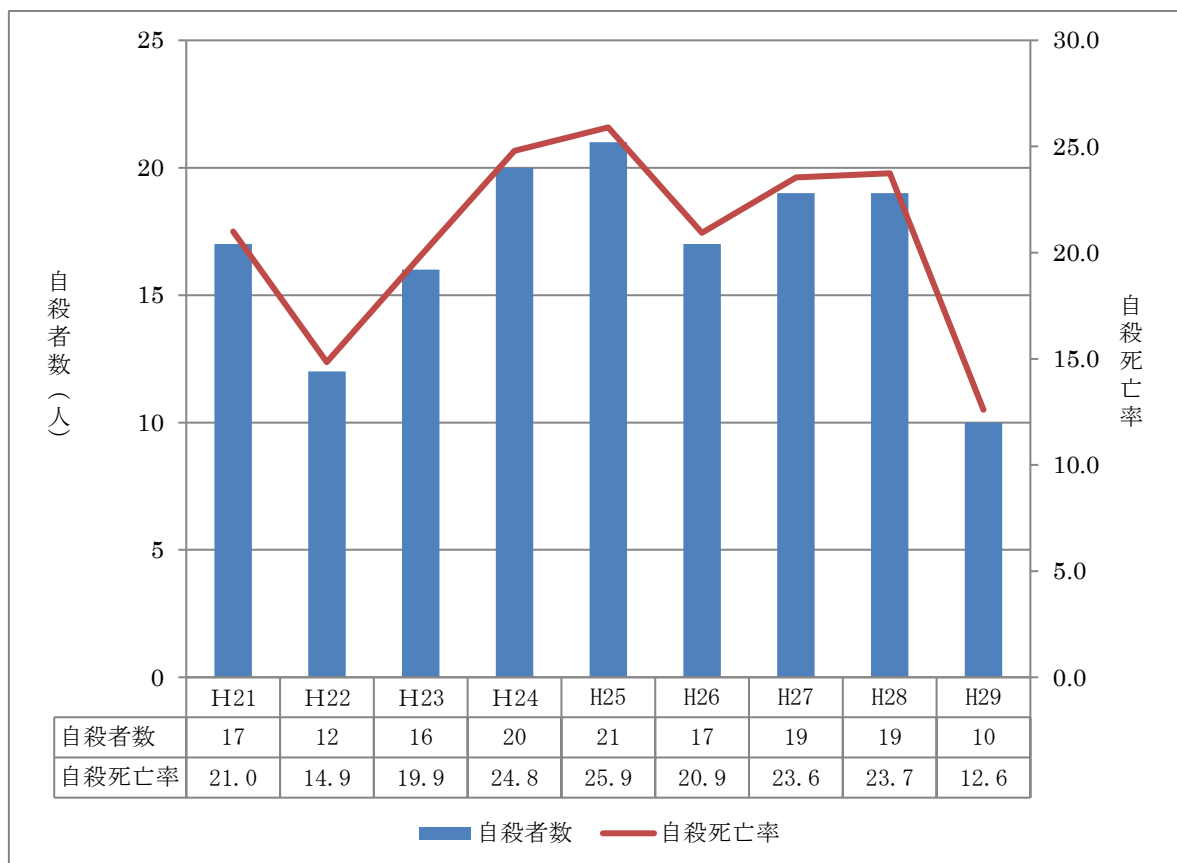
福知山市の自殺者数は、平成 25 年をピークに、ほぼ横ばいの状態が続き、ピーク時と比べると平成 29 年には 50%減となっています。

福知山市の自殺死亡率(人口 10 万人あたりの自殺者数)は、平成 24～28 年までは全国・京都府よりも高くなっています。

平成 29 年には国・府に比べて低くなったものの、かけがえのない命が失われる自殺が後を絶ちません。

自殺が生じた場合、自殺者本人のみならず、親兄弟や周囲の人たちも非常に深刻な影響を受けることも、決して看過できません。

図 6 自殺者数及び自殺死亡率の推移



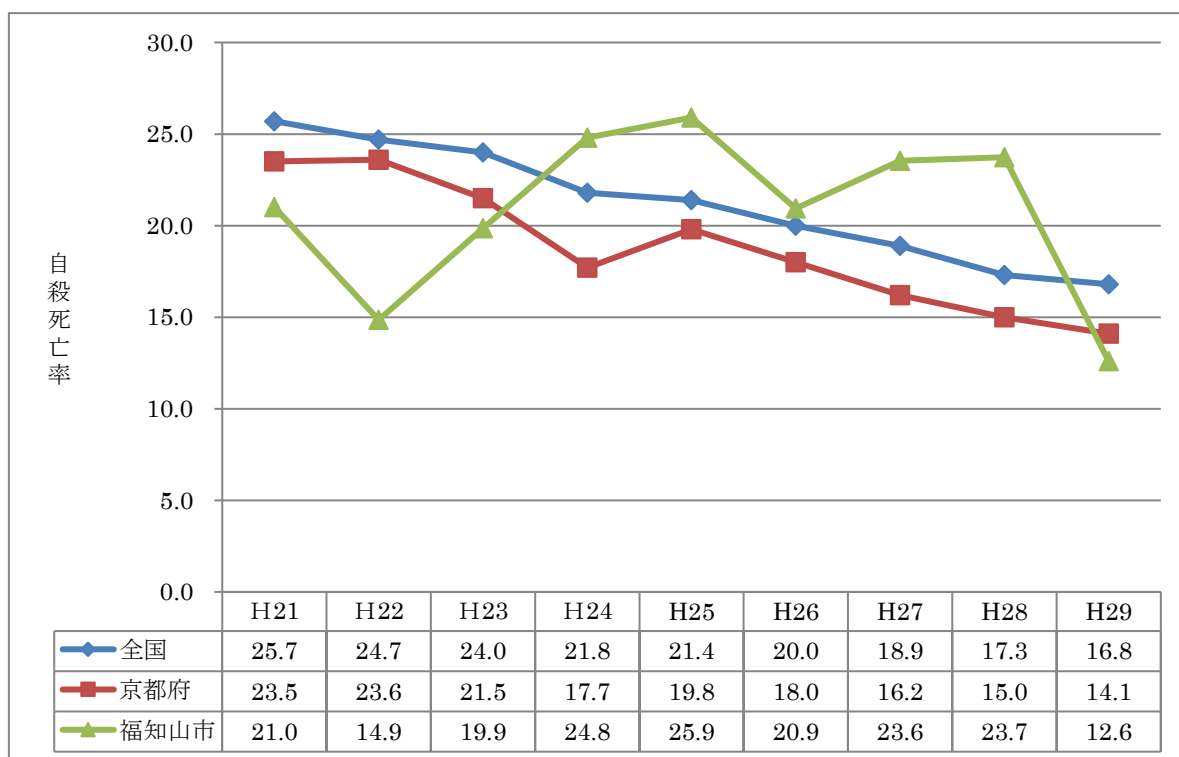
資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

図7 自殺者数の推移の比較（全国・京都府・福知山市） ※全国値は 1/10 で表示



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

図8 自殺死亡率の推移の比較（全国・京都府・福知山市）

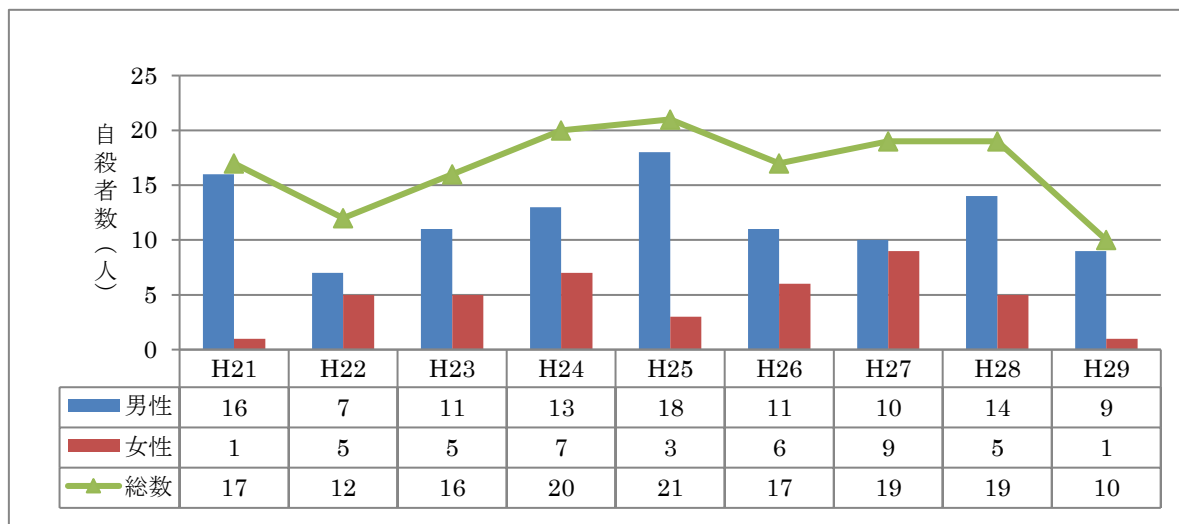


資料：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

## (2) 「男女別」自殺者数の推移

男女別自殺者数は、男女とも横ばいの状態です。

図9「男女別」自殺者数の推移

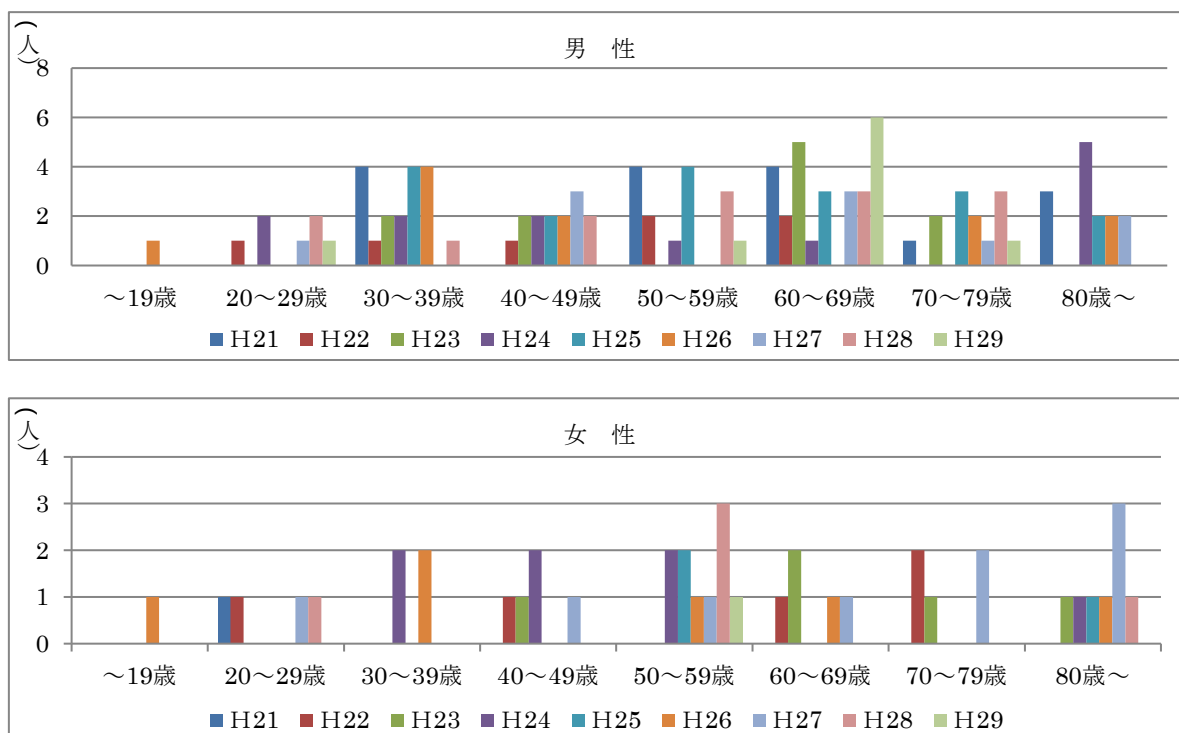


資料：人口動態統計(厚生労働省)、地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

## (3) 「男女別年代別」自殺者数の推移

男女別年代別自殺者数は、男性は特に 60～69 歳で増加し、女性は各年代とも横ばいの状態です。

図10「男女別年代別」自殺者数の推移



資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

#### (4) 「職業別」自殺者数の推移

職業別自殺者数は、有職者（「自営業・家族従事者」「被雇用・勤め人」）は、減少傾向が見受けられます。

無職者（「学生・生徒等」「主婦」「失業者」「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」の合計）が62%を占めています。全国と比較すると、「主婦」、「年金・雇用保険等生活者」「被雇用・勤め人」が全国値より高くなっています。

図 11 「職業別」自殺者数の推移

| 職 業         |             | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | 計   |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 自営業・家族従事者   |             | 3   | 2   | 2   | 1   | 2   | 0   | 1   | 0   | 0   | 11  |
| 被雇用・勤め人     |             | 7   | 4   | 4   | 4   | 9   | 6   | 5   | 7   | 1   | 47  |
| 無<br>職<br>者 | 学生・生徒等      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 1   |
|             | 主婦          | 0   | 3   | 0   | 5   | 1   | 2   | 0   | 1   | 1   | 13  |
|             | 失業者         | 2   | 0   | 0   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 4   |
|             | 年金・雇用保険等生活者 | 4   | 1   | 6   | 5   | 5   | 6   | 9   | 6   | 4   | 46  |
|             | その他の無職者     | 1   | 2   | 4   | 4   | 3   | 2   | 4   | 4   | 4   | 28  |
| 不 詳         |             | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 1   |
| 計           |             | 17  | 12  | 16  | 20  | 21  | 17  | 19  | 19  | 10  | 151 |

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図 12 「職業別」自殺者の全国との比較（H21～H29）

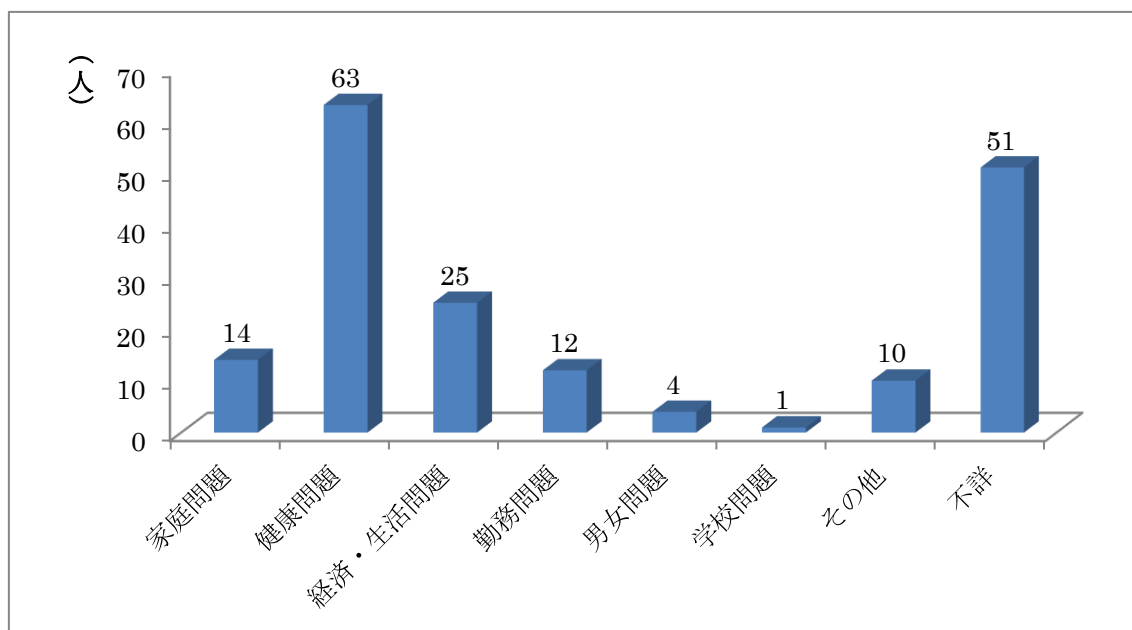
| 職 業         |             | 福知山市 |       | 全国      |       |
|-------------|-------------|------|-------|---------|-------|
|             |             | (人)  | (%)   | (人)     | (%)   |
| 自営業・家族従事者   |             | 11   | 7.3   | 19,473  | 8.1   |
| 被雇用・勤め人     |             | 47   | 31.1  | 66,911  | 27.8  |
| 無<br>職<br>者 | 学生・生徒等      | 1    | 0.7   | 8,058   | 3.3   |
|             | 主婦          | 13   | 8.6   | 16,555  | 6.9   |
|             | 失業者         | 4    | 2.6   | 12,177  | 5.1   |
|             | 年金・雇用保険等生活者 | 46   | 30.5  | 54,337  | 22.5  |
|             | その他の無職者     | 28   | 18.5  | 58,920  | 24.5  |
| 不 詳         |             | 1    | 0.7   | 4,373   | 1.8   |
| 計           |             | 151  | 100.0 | 240,867 | 100.0 |

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

### (5) 自殺の原因・動機の状況

原因・動機の自殺者数は、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」「勤務問題」が多くなっており、本市においては全国の傾向と大きく違いはありません。※複数計上あり

図 13 自殺の原因・動機（H21～H29）の状況



資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

図 14 「自殺の原因・動機」自殺者の比較（H21～H29）

| 原因・動機   | 福知山市 |       | 全国      |       |
|---------|------|-------|---------|-------|
|         | (人)  | (%)   | (人)     | (%)   |
| 家庭問題    | 14   | 7.8   | 34,981  | 11.3  |
| 健康問題    | 63   | 35.0  | 120,456 | 38.9  |
| 経済・生活問題 | 25   | 13.9  | 47,288  | 15.3  |
| 勤務問題    | 12   | 6.7   | 20,957  | 6.7   |
| 男女問題    | 4    | 2.2   | 8,517   | 2.8   |
| 学校問題    | 1    | 0.6   | 3,360   | 1.1   |
| その他     | 10   | 5.5   | 12,777  | 4.1   |
| 不詳      | 51   | 28.3  | 61,306  | 19.8  |
| 計       | 180  | 100.0 | 309,642 | 100.0 |

資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

## （６）自殺企図の場所

全国的に自殺企図の場所は、「自宅等」が一番多く、全体の約 60％を超えています。

図 15 「自殺企図の場所」(H21～H29) の比較（※全国値は、H21～H28 の数値）

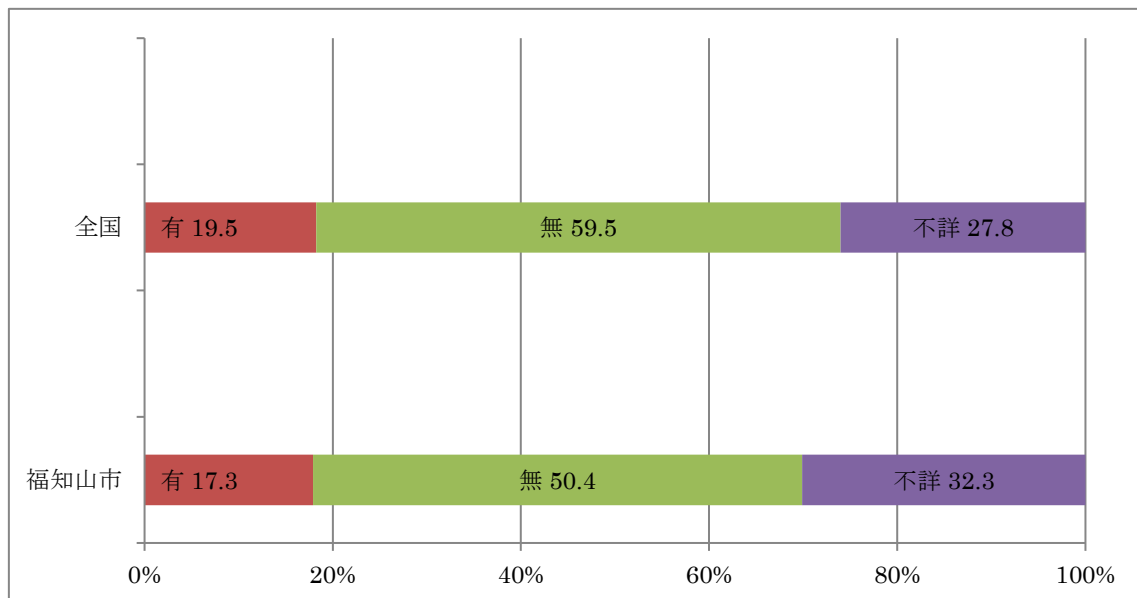
| 自殺企図の場所  | 福知山市 |       | 全国      |       |
|----------|------|-------|---------|-------|
|          | (人)  | (%)   | (人)     | (%)   |
| 自宅等      | 96   | 63.6  | 128,394 | 58.5  |
| 高層ビル     | 4    | 2.6   | 11,999  | 5.5   |
| 乗物       | 9    | 6.0   | 16,618  | 7.6   |
| 海(湖)・河川等 | 7    | 4.6   | 11,957  | 5.4   |
| 山        | 6    | 4.0   | 7,446   | 3.4   |
| その他      | 29   | 19.2  | 43,095  | 19.6  |
| 不詳       | 0    | 0     | 37      | 0.0   |
| 計        | 151  | 100.0 | 219,546 | 100.0 |

資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

## （７）自殺未遂歴の有無

自殺者のうち過去に自殺未遂の経験のある人は、全国の 19.5％に対して本市では 17.3％となっています。

図 16 「自殺未遂の有無」(H21～H29) の比較



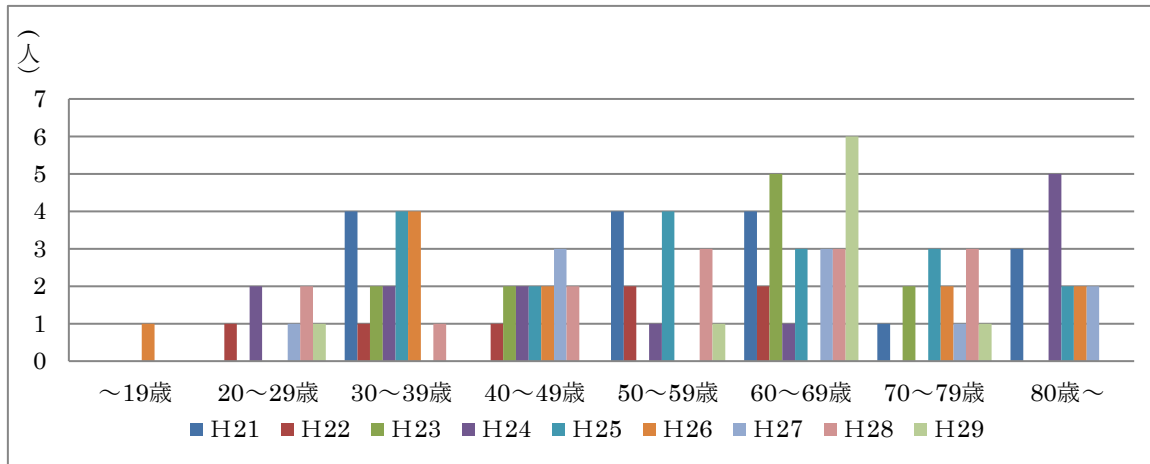
資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

### 3 福知山市の現状及び実態（男性）

#### （１）男性自殺者数「年代別」

男性年代別自殺者は、30代から50代にかけては減少傾向ですが、60～69歳は増加傾向にあります。

図 17 男性自殺者数 年代別の推移（H21～H29）

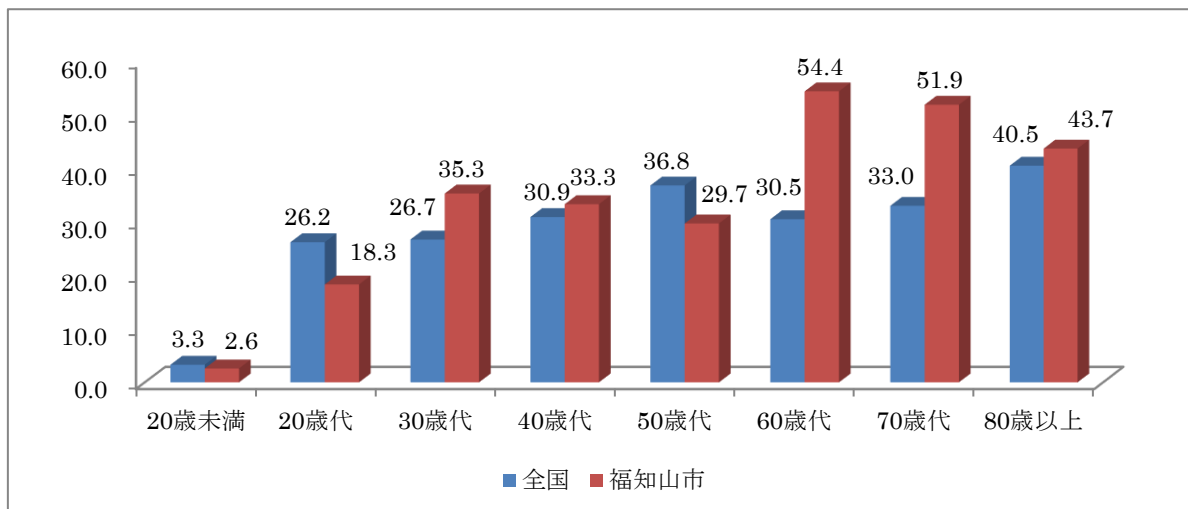


資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

#### （２）男性自殺死亡率「年代別」

国と比較した男性自殺死亡率は、全国よりも30代～40代が高く、60歳代以降は特に高くなっています。

図 18 男性年代別の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)（H25～H29）

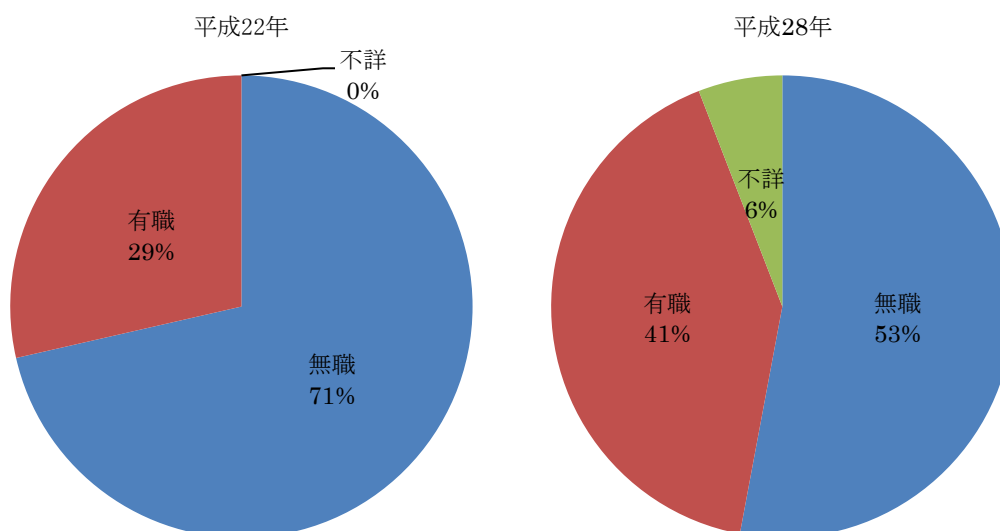


資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

### (3) 男性自殺者「職業の有無」

男性自殺者の職業有無の割合を、平成 22 年と平成 28 年で比較すると、平成 22 年に比べ平成 28 年は有職者の割合が多くなっています。

図 19 「職業の有無」(平成 22 年と平成 28 年の比較)

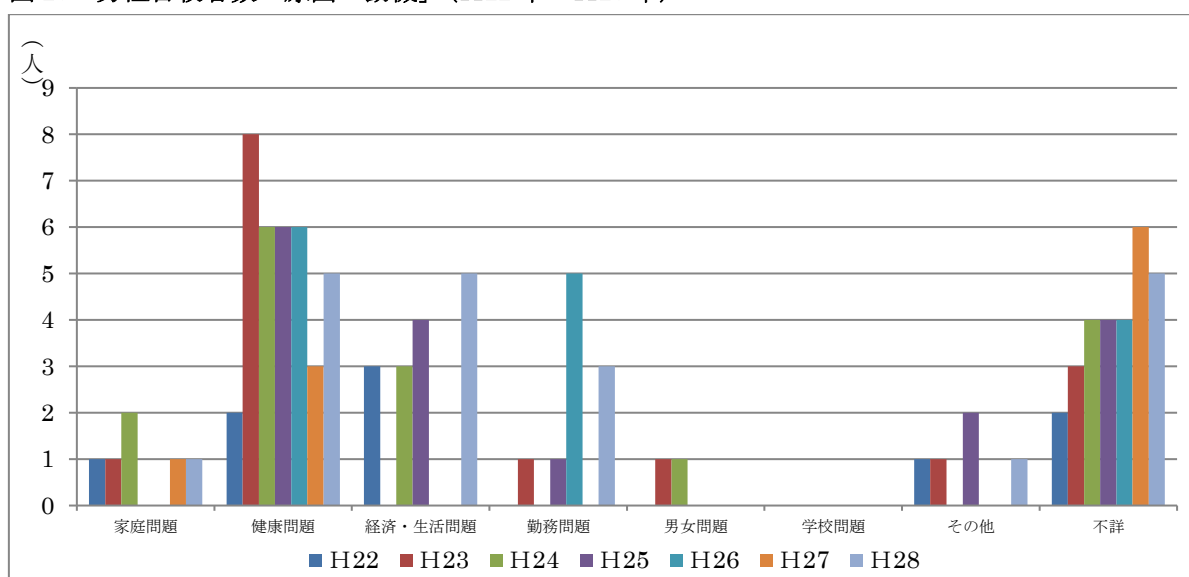


資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

### (4) 男性自殺者「原因・動機」

男性自殺者の原因・動機が明らかなもののうち、「不詳」を除くと「健康問題」が最も多く、経済・生活問題、勤務問題も増えています。

図 20 男性自殺者数「原因・動機」(H22 年～H28 年)



資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

(5) 男性 60 歳以上自殺割合「同居人が無し」

70 歳代男性の「同居人が無し」の自殺割合は、全国よりも高くなっています。

図 21 男性 60 歳以上の自殺割合「同居人が無し」(H25 年～H29 年)

| 性別 | 年齢階級   | 同居人の有無<br>(人数) |    | 同居人の有無<br>(割合) |       | 全国割合  |       |
|----|--------|----------------|----|----------------|-------|-------|-------|
|    |        | あり             | なし | あり             | なし    | あり    | なし    |
| 男性 | 60 歳代  | 10             | 4  | 25.0%          | 10.0% | 17.1% | 10.8% |
|    | 70 歳代  | 3              | 7  | 7.5%           | 17.5% | 15.1% | 6.3%  |
|    | 80 歳以上 | 5              | 1  | 12.5%          | 2.5%  | 10.4% | 3.6%  |
| 女性 | 60 歳代  | 1              | 1  | 2.5%           | 2.5%  | 9.7%  | 3.2%  |
|    | 70 歳代  | 1              | 1  | 2.5%           | 2.5%  | 9.1%  | 3.8%  |
|    | 80 歳以上 | 4              | 2  | 10.0%          | 5.0%  | 7.4%  | 3.5%  |
| 合計 |        | 40             |    | 100%           |       | 100%  |       |

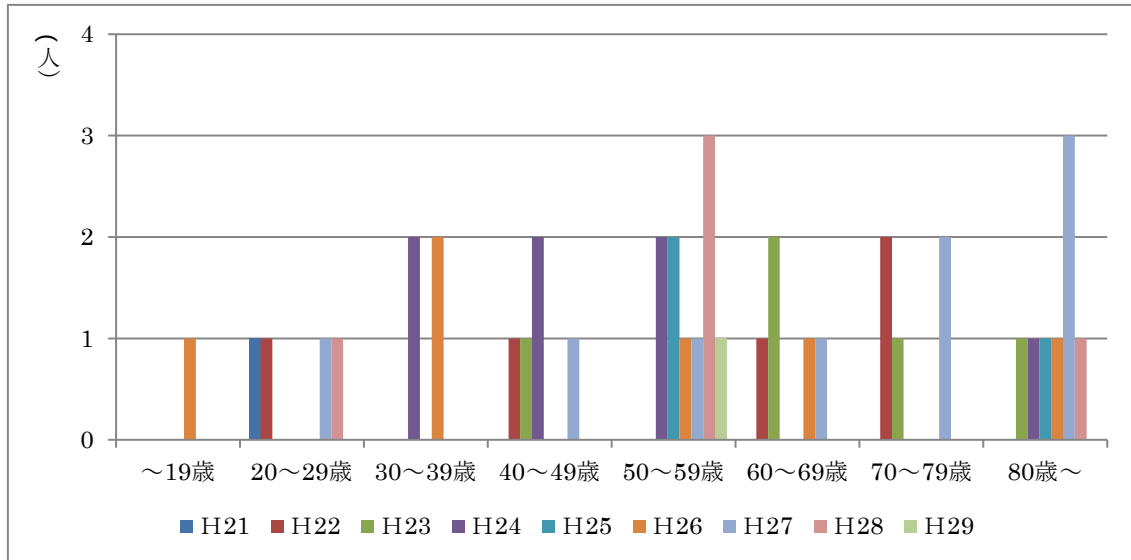
資料: 地域自殺実態プロファイル

## 4 福知山市の現状及び実態（女性）

### （１）女性自殺者数「年代別」

女性年代別自殺者は、50代・80代以上が多い傾向があります。

図 22 女性自殺者数 年代別の推移（H21～H29）

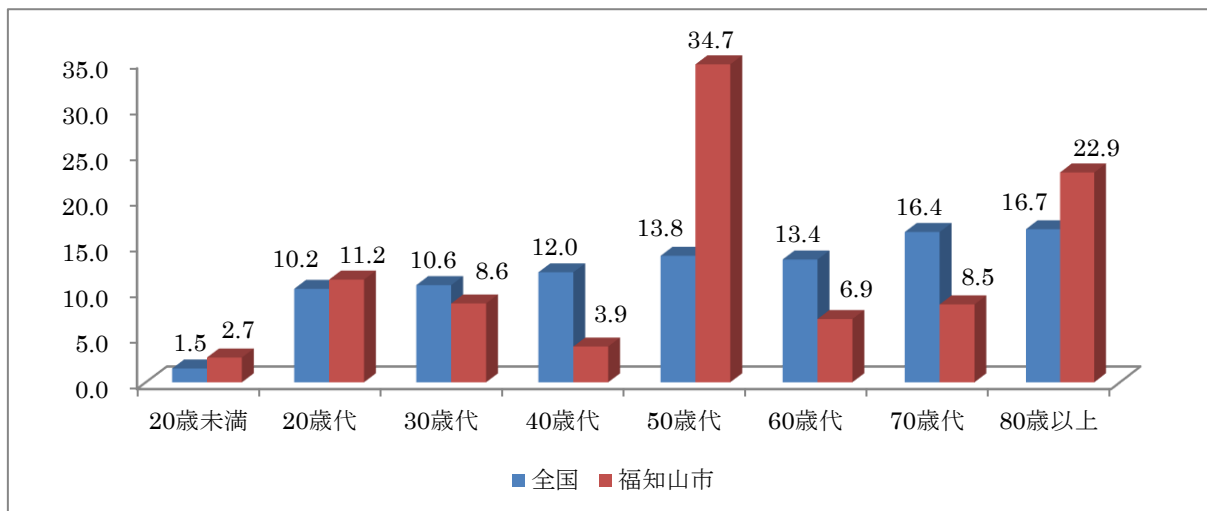


資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

### （２）女性自殺死亡率「年代別」

国と比較した女性自殺死亡率は、全国よりも20代、50代、80代以上で高くなっており、特に50代が約2倍以上高くなっています。

図 23 女性年代別の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)（H25～H29）

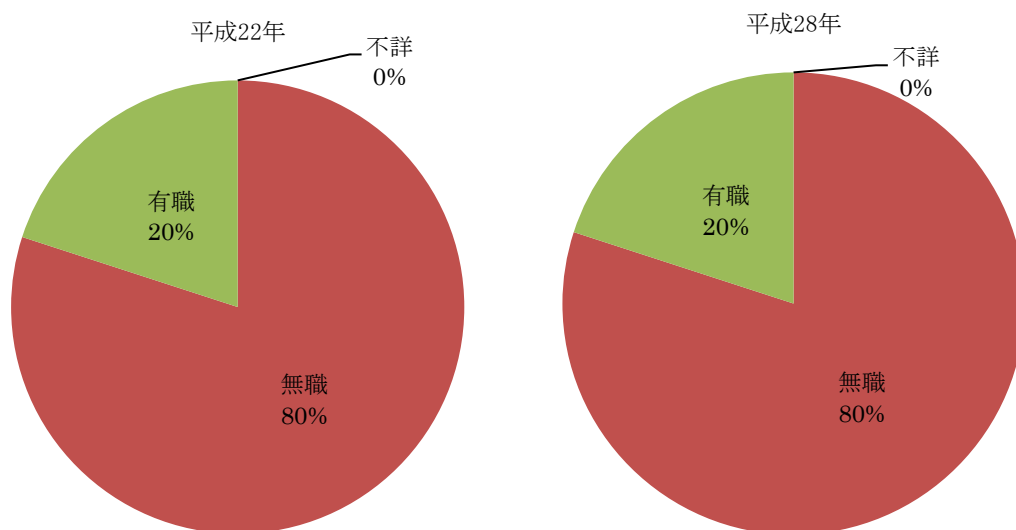


資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

### (3) 女性自殺者「職業の有無」

女性自殺者の職業有無の割合は、平成 22 年と平成 28 年のいずれも無職が 80%でした。

図 24 「職業の有無」(平成 22 年と平成 28 年の比較)

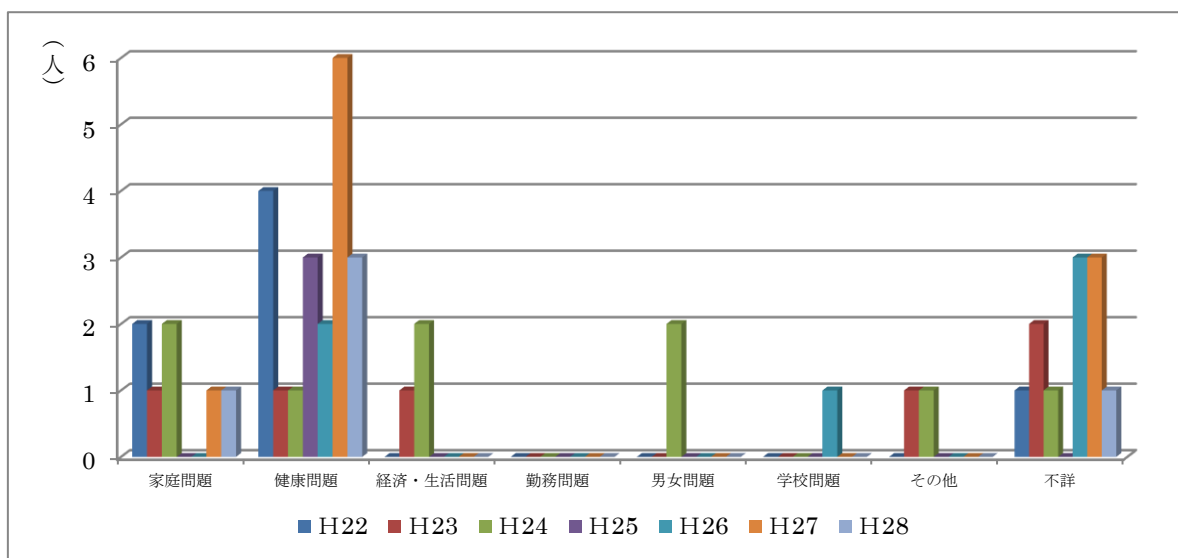


資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

### (4) 女性自殺者数「原因・動機」

女性自殺者の原因・動機では、「健康問題」が最も多く、「不詳」を除くと次いで「家族問題」が多くなっています。

図 25 女性自殺者数「原因・動機」(H22 年～H28 年)



資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

(5) 女性 60 歳以上自殺割合「同居人が無し」

80 歳以上女性の「同居人が無し」の自殺割合が、全国よりも高くなっています。

図 26 女性 60 歳以上の自殺割合「同居人が無し」(H25 年～H29 年)

| 性別 | 年齢階級   | 同居人の有無<br>(人数) |    | 同居人の有無<br>(割合) |       | 全国割合  |       |
|----|--------|----------------|----|----------------|-------|-------|-------|
|    |        | あり             | なし | あり             | なし    | あり    | なし    |
| 女性 | 60 歳代  | 1              | 1  | 2.5%           | 2.5%  | 9.7%  | 3.2%  |
|    | 70 歳代  | 1              | 1  | 2.5%           | 2.5%  | 9.1%  | 3.8%  |
|    | 80 歳以上 | 4              | 2  | 10.0%          | 5.0%  | 7.4%  | 3.5%  |
| 男性 | 60 歳代  | 10             | 4  | 25.0%          | 10.0% | 17.1% | 10.8% |
|    | 70 歳代  | 3              | 7  | 7.5%           | 17.5% | 15.1% | 6.3%  |
|    | 80 歳以上 | 5              | 1  | 12.5%          | 2.5%  | 10.4% | 3.6%  |
| 合計 |        | 40             |    | 100%           |       | 100%  |       |

資料: 地域自殺実態プロファイル

## 5 福知山市の自殺の特徴

### (1) 男性の自殺の特徴

- 60 歳以上の割合は、全国と比べて高い。
- 原因・動機は、「健康問題」が最も多く、経済・生活問題、勤務問題も増えている。
- 70 歳代の自殺者のうち同居人がいない人の割合が高い。

### (2) 女性の自殺の特徴

- 20 歳代、50 歳代、80 歳以上の自殺死亡率は全国と比べて高い。
- 原因・動機は、「健康問題」「家族問題」が多い。
- 80 歳以上の自殺者のうち同居人がいない人の割合が全国と比べて高い。

### (3) 若年者の自殺の特徴（全国）

- 小中学生の自殺の原因・動機は、「家族からのしつけ・叱責」「親子関係の不和」が多い。

### (4) 国から提供された福知山市の自殺の特徴

国から「地域の自殺の特徴」として示された福知山市の自殺の実態は、以下の通りで、性・年代・職業・同居人の有無から自殺者数が多い5つの区分が示されました。

福知山市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H25～29 合計））

| 上位5区分                 | 自殺者数<br>5年計 | 割合    | 自殺死亡率 | 背景にある主な自殺の危機経路                   |
|-----------------------|-------------|-------|-------|----------------------------------|
| 1位:男性 60 歳以上<br>無職同居  | 15          | 17.6% | 53.3  | 失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺     |
| 2位:男性 60 歳以上<br>無職独居  | 11          | 12.9% | 222.7 | 失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺    |
| 3位:男性 40～59 歳<br>有職同居 | 7           | 8.2%  | 18.0  | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 4位:女性 40～59 歳<br>無職同居 | 6           | 7.1%  | 31.4  | 近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺            |
| 5位:女性 60 歳以上<br>無職同居  | 6           | 7.1%  | 12.5  | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺                  |

資料：自殺総合対策推進センター

## 第3章 自殺対策の基本認識

### 1 基本認識

#### (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

従来、自殺とは自ら命を絶つことを<望んだ>結果だと考えられてきました。しかし、様々な事例を調べて見ると、何らかの悩みが原因で心理的に<追い詰められ、死ぬこと以外の選択肢が考えられない>状態に陥ってしまったものが多いと考えられます。

社会とのつながりが希薄で、自分は生きていても何の役にも立たないという自己認識、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、「死」に逃げ場を見出した人がいます。

この世ではどうい債務が返せないという思いやアルコール依存症といった精神疾患の発症など、正常な判断を行うことができない状態から死を選ぶ場合があることも明らかになっています。

このように、自殺は<自分が望んだ>選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死である」と捉えることが実態に合っているとと言えます。

#### (2) 年間自殺者数は減少傾向であるが、非常事態はいまだ続いている

国・地方公共団体・関係団体・民間団体等による様々な取組の結果、平成10年の急増以降年間3万人超と高止まっていた年間自殺者数は平成22年以降7年連続して減少し、平成27年には平成10年の急増前以来の水準となりました。

しかし、若者層では20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い状態にあります。

さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えています。

かけがいのない多くの命が日々、自殺に追い込まれている状態が続いており、非常事態はいまだ続いていると言えます。

#### (3) 実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

自殺対策は、その実施状況などの検証と成果に基づく次のようなPDCAサイクルの視点で推進していきます。

国の自殺総合対策推進センターからの調査結果や各種統計などの分析結果を踏まえ、自殺対策計画を策定(P L A N)し、政策を推進(D O)します。そして、実施した政策の成果を収集・分析(C H E C K)し、分析結果を踏まえて政策の改善(A C T I O N)を図ります。

## 2 自殺対策の段階、対象とする集団

自殺対策は、自殺を未然に防ぐための事前対応、自殺発生の危機対応、自殺発生後や自殺未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じて施策を講じる必要があります。

|         |           |                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 段階      | 事前対応      | <ul style="list-style-type: none"><li>・心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及活動等自殺の危険性が低い段階で予防を図ります。</li></ul>                                                                                          |
|         | 自殺発生の危機対応 | <ul style="list-style-type: none"><li>・現に起こりつつある自殺の危険に介入し、自殺を防ぎます。</li></ul>                                                                                                                            |
|         | 事後対応      | <ul style="list-style-type: none"><li>・不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に遺された人に与える影響を最小限とし、新たな自殺を防ぎます。</li><li>・自殺未遂に至った本人や家族に対しては、見守りの強化など再度の自殺を防ぎます。</li></ul>                                                   |
| 対象とする集団 | 若年層       | <ul style="list-style-type: none"><li>・思春期は精神的な安定が図りにくく、また、青少年期に受けた心の傷は長年にわたり影響します。</li><li>・若年層の自殺死亡率は増加傾向を示しており、自殺の問題は深刻さを増しています。</li></ul>                                                           |
|         | 中高年層      | <ul style="list-style-type: none"><li>・中高年は、家庭・職場の両方で重要な位置を占める一方、退職や親との死別などの大きな喪失体験等により社会的・心理的にも負担を抱えることが多い世代です。</li><li>・特に仕事に関しては職場での立場上、強い不安やストレスを感じている勤労者が増え、過重労働・職場のいじめ・ハラスメント等の問題もあります。</li></ul> |
|         | 高齢者層      | <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者の自殺の背景には、慢性疾患による継続的な身体的苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家族への役割の喪失感、知人・近親者の喪失体験、介護疲れ等によるうつ病が多くなります。</li></ul>                                                            |
|         | 自殺未遂者     | <ul style="list-style-type: none"><li>・自殺未遂者が再び自殺を企図する可能性は非未遂者に比べて著しく高くなっています。</li><li>・家族等の身近な人々も再度の自殺企図を防止するための情報と支援が十分ないままに、不安を抱えながら接しているという現実があります。</li></ul>                                       |

## 第4章 福知山市の自殺対策における取組

### 1 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、福知山市では以下の5点を、自殺対策における「基本方針」とします。

#### (1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域・社会においても、自己肯定感や信頼できる人間関係等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクの低下を図り、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

#### (2) 関連施策との有機的な連携の強化

自殺は健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連分野と連携した取組を展開していく必要があります。今後の連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度、自殺対策事業との関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

#### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた一人ひとりに相談・支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じ

て、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。

社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、総合的に推進していくことが重要です。

また、自殺対策に係る3つのレベルの個別施策は、自殺の危険性が低い段階において正しい知識の普及啓発等行う「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

#### (4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている方のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

#### (5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、そして地域と連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

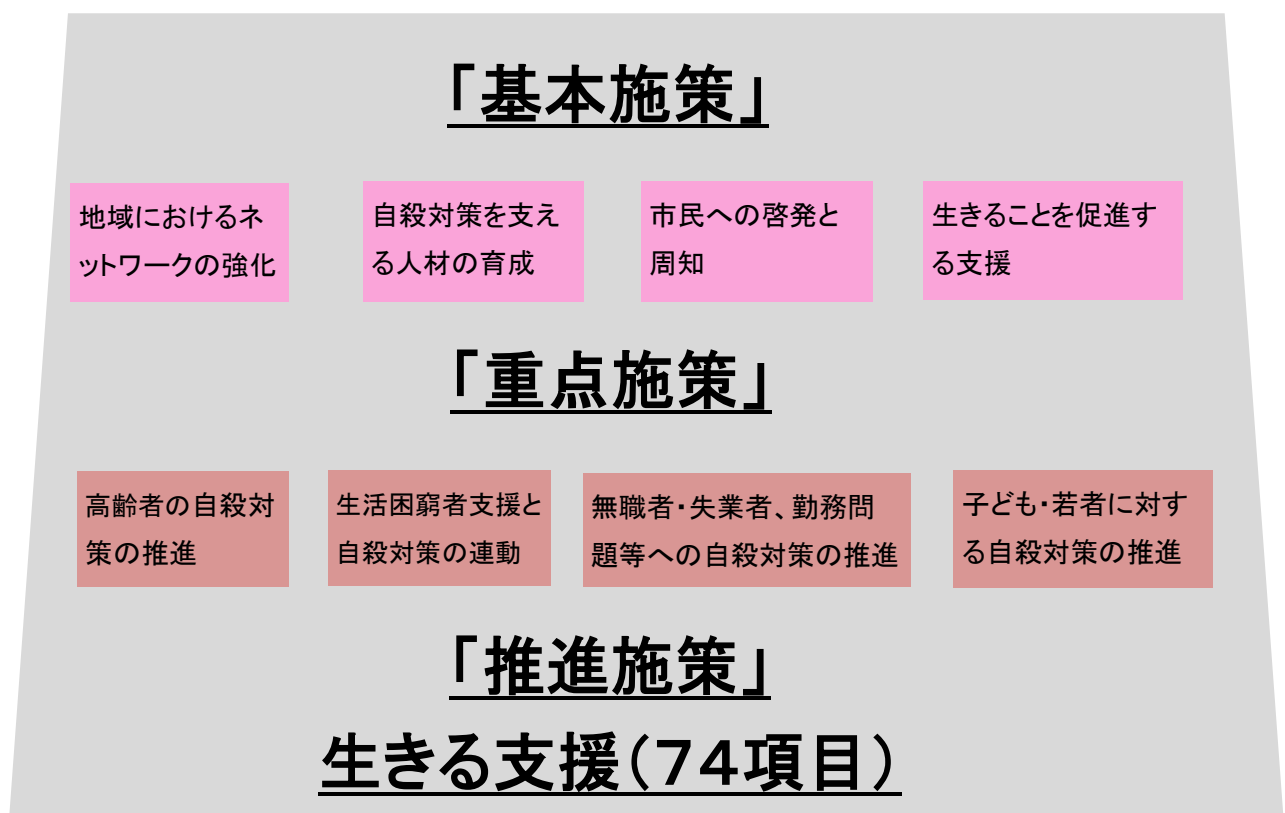
「いのち支える」まちづくりの実現に向けては、地域社会で暮らす市民一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

## 2 施策の体系

福知山市の自殺対策は、大きく 3 つの施策で構成されています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、福知山市の自殺の実態等を踏まえてまとめた「重点施策」、2 つの施策を踏まえ、市で実際に取り組む事業をまとめた生きる支援の「推進施策」です。

※施策体系図



このように施策の体系を定めて、福知山市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

### 3 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことができない基盤的な取組、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「生きることを促進する支援」の4つです。

これらの施策を強力に連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携強化に取り組んでいきます。

##### 地域におけるネットワークの強化

- ・ **自殺対策協議会の開催**：国の自殺対策大綱に基づき、関係機関並びに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、自殺対策を総合的に推進するため、関係機関や専門家等で構成する自殺対策協議会を開催します。
- ・ **庁内及び関係機関との連携強化**：様々な分野における支援策を強化していくため、各分野の支援策や情報等について相談業務を担う職員同士が共有し、連携を図ります。

##### 自殺対策に対応した連携・ネットワークの強化

- ・ **自殺対策事業と生活困窮者自立支援事業との連携強化**：自殺対策にかかる事業と生活困窮者自立支援事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を各関係機関と連携して支援を行います。また、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して対応できるように各関係機関とネットワークの構築を図ります。

#### (2) 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて、初めて機能するものであり、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。自殺対策を推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象にした研修を開催する等地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

##### ゲートキーパー養成等による人材育成

- ・ **一般市民及び専門職、市職員のゲートキーパー養成**：ゲートキーパーは保健、医療、

福祉、教育、経済、労働などの様々な分野において、問題を抱えて悩み、自殺を考えている人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。

ゲートキーパーを養成するための講座を開催し、身近な地域で支え手となる市民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。

- ・ **民生委員・児童委員のゲートキーパー養成**：日頃から見守り活動をしている民生委員・児童委員に対して、パンフレット等による定例会等での学習依頼と合わせて、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。

### (3) 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際の適切な支援にはつながりません。そのため、市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう、講演会等を開催します。

さらに 9 月の自殺予防週間や 3 月の自殺対策強化月間には広報媒体や図書館等と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図ります。

#### リーフレット等啓発グッズの作成と周知

- ・ **相談先情報を掲載したリーフレットの配布**：納税や保険料の支払い、公営住宅への入居、子育てに関する制度の利用等の各種手続きや相談のための窓口を訪れた市民や自殺対策協議会の関係団体など、様々な分野の支援者に生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布することで、市民や関係団体等に対して情報周知を図ります。
- ・ **図書館における啓発用ブースの設置**：9 月の自殺予防週間や 3 月の自殺対策強化月間の周知に合わせて、図書館に自殺対策に関する啓発用ブースを設置し、パネル展示やリーフレットの配布等を行います。
- ・ **障害のある人向け啓発資料への情報掲載**：障害のある人向けのリーフレット等に生きる支援に関連した地域の様々な相談先の情報を掲載します。

#### 一般市民向けの啓発イベントの開催

- ・ 9 月の自殺予防週間もしくは 3 月の自殺対策強化月間に合わせたイベントを開催し、市民の自殺問題に対する理解を促します。

#### 各種メディア媒体を活用した啓発活動

- ・ **広報誌の活用**：9 月の自殺予防週間や 3 月の自殺対策強化月間に合わせて市の広報誌

に自殺予防に関する記事を掲載することにより、市民に対する施策の周知と問題理解の促進を図ります。

- ・ **S N S等を通じた情報発信**：自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、市のホームページ等を活用し、啓発と情報の発信に努めます。

#### **地域や学校と連携した情報の発信**

- ・ **自治会を通じた情報の発信**：自治会へ回覧板等で情報発信を行うことにより、自殺の実態やゲートキーパーの役割等について地域住民の理解の促進を図ります。
- ・ **児童・生徒の自殺に対する理解の促進**：地域全体で児童生徒への見守りを進め、生活行動等の変化に早期に気づくことができるよう P T Aや地域の関係団体と連携して、いじめ問題等と併せて自殺のリスクについて取り上げられるよう、調整・依頼をします。

### **(4) 生きることを促進する支援**

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回った時であり、そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための様々な取組を併せて行うことによって、自殺リスクの低下につなげます。

#### **自殺リスクを抱える可能性のある人への支援**

- ・ **適切な介護サービス等の利用支援**：高齢者の身体等の状態変化に合わせて適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、高齢者が、家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」等へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。
- ・ **高齢者が集える機会の提供**：高齢者が地域で元気に生活ができるような機会を設けます。
- ・ **子育て世帯に対する支援**：子育て家庭の地域社会からの孤立を防ぎ、保護者が身体的・精神的に健康な状態で子育てに向き合えるよう、家庭訪問、相談、交流等の機会を設け、問題の早期発見、支援に繋がります。
- ・ **子育て総合相談窓口における支援**：児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。
- ・ **精神障害のある人等に対する支援**：精神障害やアルコール依存症等を抱える当事者及び家族に対して関係機関と連携しながら安心して生活を送れるよう支援を行います。
- ・ **生活やしごとの相談窓口における支援**：生活やしごとに関する相談支援を行い、相

談内容に応じて関係機関と連携し、相談者に寄り添いながら包括的な支援を行います。

#### **自殺未遂者への支援**

- ・ **医療機関との連携強化**：医療機関等からの連絡を受けた際には、即時に関係機関等と連携し、自殺未遂者への支援を行います。
- ・ **相談窓口に関する情報提供**：救急医療機関と連携し、リーフレットなどによる情報提供で自殺未遂者やその家族に対して継続的な支援への接点をつくれます。
- ・ **関係機関のネットワークの構築**：自殺未遂者支援において得られた課題や事例等を必要に応じて、医療機関・警察・消防などの関係機関と情報共有します。

#### **遺された人への支援**

- ・ **自死遺族のための情報提供**：各種相談先について、リーフレットを通じて自死遺族への情報周知に努めます。
- ・ **自死遺族相談**：死別による心の痛みから回復し、その人らしい人生を再構築できるよう、自死遺族の話を傾聴し、相談者のニーズに応じた支援機関への案内を行います。

## 4 重点施策

本市の自殺死亡者は、高齢者が高い割合を占めています。また、自殺の原因・動機別では、「健康問題」48.8%、「経済・生活問題」19.4%、「勤務問題」9.3%となっており、これらは人生の中で誰もが直面する可能性のある問題と言えます。

自殺総合対策推進センターの作成した「地域自殺実態プロファイル」において、福知山市における今後重点的に取り組むべき課題として「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者、勤務問題等」に関わる自殺への取組が指摘されています。そうした問題を抱えた時の対処方法や、助けを求めることができることを、子どもの頃からあらかじめ知っておく必要があります。

そのため、本市では、「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者、勤務問題等」に関わる自殺への取組に加えて、「子ども・若者」を対象とした各種施策を重点的に進めていきます。

### (1) 高齢者の自殺対策の推進

#### <高齢者の現状と課題>

本市における、過去5年間(平成25年～29年)の自殺死亡者数86人のうち、60歳以上の自殺死亡者数は40人と、およそ2.5人に1人に上ります。全国(本市)の自殺死亡率は、男性60歳代で30.5(54.4)、70歳代では33.0(51.9)、80歳以上では40.5(43.7)であり、いずれの年代においても本市は全国よりも高くなっています。一方、女性は60歳代で13.4(6.9)、70歳代では16.4(8.5)、80歳以上では16.7(22.0)であり、80歳以上で高めの値となっています。

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れがあります。

団塊世代の高齢化が今後進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族や、ひきこもり生活の長期化に伴い、公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまうという、いわゆる「8050問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。そうした家庭では、支える側と支えられる側がともに疲弊してしまい、最悪の場合は心中など共倒れの危機につながることを懸念されます。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策(生きることの包括的支援)の啓発と実践を強化していく必要があります。

具体的には、相談支援先の情報を高齢者や支援者に周知することや、自殺リスクの

高い高齢者を早期に発見し、支援へとつなげること等が挙げられます。また、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。

今後は、各種取組を通じて高齢者とその支援者が生きがいを感じられる地域づくりが求められます。

#### ＜高齢者の自殺予防に向けた施策の方向性＞

前述した課題を踏まえて、市では次の 4 つの取組を、高齢者を対象とした重点施策として展開します。

#### 高齢者とその支援者に対する啓発リーフレットの配布

高齢者とその家族の介護にまつわる悩みごとや介護保険等の相談を受け付ける“地域包括支援センター”にリーフレットを配架するとともに様々な機会に配布・広報することで、対象者への情報周知を図ります。

#### 支援者に対する「気づき」の力を高める

高齢者の日常生活を支援する人が、日々の接触を通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐといった対応ができるよう、支援者に対してゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。

○認知症患者とその家族に対して相談支援を行い、当人の状態に応じて医療や介護等のサービスにつなげる「認知症地域支援推進員」及び地域包括支援センターや介護事業所、施設等にゲートキーパー研修の開催情報を提供し、受講を促進します。

#### 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する

地域における各種イベント、セミナー等の開催や、自由に集える場の提供等を通じて、地域とつながることのできる機会を増やすことにより、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

#### ○地域における高齢者向けの「居場所づくり」の推進

高齢者が住み慣れた地域で、他者とのつながりを感じながら心穏やかに過ごすとともに、心身の健康の保持増進につながるような場を提供します。

ア 65 歳以上の高齢者を対象に、軽運動などができる機会等を設けることで、生きがいなどを実感できるような地域づくりを推進します。

イ 高齢者を対象とする閉じこもり予防を目的とした体操教室や運動等の活動を定期的に実施することで、高齢者が元気に生活を送れるような地域づくりを目指します。

#### 高齢者を支援する家族等への支援を強化する

##### ○高齢者を支える家族等の介護者（支援者）への支援の推進

ア 介護に関する様々な問題についての相談を受けることで、高齢者を介護する家族の負担軽減を図ります。

イ 地域包括支援センターを原則中学校区単位に拡充し、より身近な相談窓口となり、市高齢者福祉課に設置する「介護あんしん総合センター」と連携し、家族介護者を支援します。また、「認知症地域支援推進員」が、認知症の人とその家族を支援することで、当人の状態に応じた必要な医療や介護等のサービスにつなぎ、介護に係る負担の軽減を図ります。

## （２）生活困窮者支援と自殺対策の連動

### ＜生活困窮者の現状と課題＞

本市における、過去９年間（平成２１年～２９年）の自殺者数１５１人のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺者の数は２５人となっており、生活困窮者や生活保護受給者の自殺リスクは深刻であるといえます。

しかし、生活保護受給者の自殺を防ぐには、生活扶助や就労支援といった経済的な支援だけでなく、心身面での疾患への治療等、医療や保健等の様々な関係者が分野の壁を越えて協働し、様々な取組を通じて包括的に支援を行っていく必要があります。

こうした現状を踏まえて厚生労働省は、都道府県や政令市等を始めとする自治体に対し、２０１６年７月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出しました。

厚生労働省は本通知において、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している」ことを踏まえ、自殺の防止に当たっては、「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」とし、そうした取組の実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。

このように、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策との連動性の向上に向けては、国を挙げての取組が進められており、福知山市でも地域の実態を踏まえて、両事業の連携の向上を図っていきます。

### ＜生活困窮者の自殺予防に向けた施策の方向性＞

前述した課題を踏まえて、市では次の２つの取組を、生活困窮者向けの重点施策として展開します。

#### 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化する

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を図ることにより、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を提供します。

#### ○生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化

ア 公営住宅の居住者や入居申込者の中には、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えている方も少なくありません。そのため公営住宅の管理や公募に関する事務を行う職員から、入居応募の申請にあたっての相談対応の際に、リーフレットを必要に応じて配布することで、相談先情報の周知を図ります。

イ 寄附を受けた使わない食品等によるフードバンクを通じて生活困窮者自立支援事業の対象者等への支援を行います。

ウ 生活の不安定な世帯に対し、生活資金等を随時で貸し付け、世帯の経済的自立と生活意欲の促進を図ります。なお、貸付に至らない世帯には、生活困窮者自立支援制度により支援し、また相談者の状況に応じた情報提供を行います。

エ 経済的な理由から就学や進学が困難な児童生徒に対して、給食費・学用品費等を補助するほか、進学に当たって必要な資金を奨学金として貸与または支給することにより、生活に困窮している世帯の児童・生徒の就学・進学を支援します。また、就学や進学に関する相談に訪れた保護者や生徒に対し、リーフレット等により相談先に関する情報を提供します。

#### 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する

生活困窮に陥っている人の中には、支援制度につながらずに自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。このことから本市では、支援を提供する行政の側から、そうした人々に対する働きかけを積極的に行います。

また、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなぎます。

#### ○税・料金徴収担当職員のゲートキーパーとしての支援取り組み

税金や保険料、貸付金等を未納・滞納している人は、生活上の様々な問題を抱えている可能性があり、徴収や納付相談等の業務を担当する職員を対象にゲートキーパー養成講座受講を推奨していきます。

### (3) 無職者・失業者、勤務問題等への自殺対策の推進

#### <無職者・失業者、勤務問題等に関わる自殺の現状と課題>

本市の過去9年間（平成21年～29年）における自殺者数を職業状況別に見ると、自殺者数151人のうち、有職者の自殺は計58人で、その内訳は「自営業・家族従業者」が11人、「被雇用者・勤め人」が47人となっています。

有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題があるとは言えません。しかし、配置転換や職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等により、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。

また、無職者・失業者の自殺の背景に、求職活動をしていても採用に至らない、仕事が続かない等自信喪失による心理的不安などから主体的に的確かつ現実的な求職活動ができないケースが多々あります。これらの事例を支援につなげるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底すると同時に、事業所においても、自殺リスクを生まない労働環境を整備していくことが課題となっています。

近年、職場でのパワハラや長時間労働を一因とする自殺の発生等もあり、平成 29 年 7 月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」でも、勤務問題等による自殺の対策を推進することが「当面の重点施策」として新たに追加されるなど、勤務問題等に関わる自殺への対策は、国を挙げての重要課題となっています。このことから、福知山市でも地域の実態を踏まえて、積極的に対策を進めていきます。

＜無職者・失業者、勤務問題等に関わる自殺の予防に向けた施策の方向性＞

前述した課題を踏まえて、市では次の 2 つの取組を、無職者・失業者、勤務問題等に関わる重点施策として展開します。

#### **無職者・失業者に対する相談体制の充実・支援強化を推進する**

無職者・失業者に対する相談体制の充実を図るとともに、過労やパワハラ、職場の人間関係等の勤務問題に端を発する失職者の自殺リスクを低減させるための取組として、労働者や経営者を対象とした相談支援を充実させます。

#### **勤務問題等の現状に関する啓発や相談先の周知を進める**

##### **○相談支援の機会の充実**

関係機関とも連携し、市内の事業所に対して、勤務問題・労働問題についての啓発を行うとともに、相談窓口など情報の周知を進めます。

##### **○経営問題に関わる各種相談機関への紹介**

自営業や中小企業経営者に対し、相談内容に応じて各相談機関等への紹介、連携を進めます。

##### **○ワーク・ライフ・バランスの推進**

市内の事業所を持つ雇用主に対し、ハラスメントや長時間労働は往々にして勤務歴が短い等、職場の中で弱い立場にある労働者が被害を受けやすいため、職域におけるハラスメント防止対策の促進とワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進します。

#### (4) 子ども・若者に対する自殺対策の推進

＜20 歳未満の子ども・若者（以下、子ども・若者）における自殺の現状と課題＞

本市においても 20 歳未満の自殺者がでているものの、一般的に若者は他の年代と比較すると全体に占める割合は低くなっています。

しかし、自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調など）は人生の中でも誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身につけてもらうことは将来の自殺リスクの低減につながり得ると考え、本市は、子ども・若者向けの対策を重点施策の 1 つとして位置づけています。

幼少期における貧困、虐待や性被害者等の体験、親との離死別等は、その人の将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。こうした観点からも、子どもが自殺リスクを抱える前の段階で、対策を講じていくことが重要となります。

平成 28 年 4 月に改正された自殺対策基本法第 17 条 3 項で、学校が児童生徒に対し、生徒等の保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発」を行うことが、努力義務として明記されました。（いわゆる「SOS の出し方に関する教育」の推進）

さらに、平成 29 年 7 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策の 1 つに追加され、学校における SOS の出し方に関する教育の推進に加えて、子どもの貧困対策やひとり親家庭の児童生徒に対する生活・学習支援・子どもの居場所づくり、虐待防止等の各種施策の推進の必要性が謳われました。

このように、子ども・若者に対する自殺対策は、その子の現在における自殺予防につながるだけではなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、誰もが自殺に追い込まれることのない地域社会を作っていく上できわめて重要な取組です。

保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に SOS の出し方に関する教育を推進するとともに、児童生徒や保護者等が抱え込みがちな自殺リスクの早期発見に努め、包括的な支援を推進していきます。

＜子ども・若者における自殺の予防に向けた施策の方向性＞

前述した課題を踏まえ、市では次の 3 つの取組を、子ども・若者向けの重点施策として推進します。

##### **子ども・若者向けの相談支援を更に推進する**

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、

リーフレットによる相談先情報を周知します。

#### 児童生徒の SOS の出し方に関する教育を推進する

児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、下記の通り環境づくりを進めつつ、全市立小中学校で SOS の出し方に関する教育を実施します。

##### ○SOS の出し方に関する教育の実施に向けた環境づくり

ア 児童生徒の中には、家族や友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくない等の理由から、家族や友人、教員などに悩みを打ち明けられず、問題を抱え込んでしまう子どももいます。そこで、児童生徒が安心して悩みを打ち明けることができるよう、学校の教育相談体制を整えます。

イ SOS の出し方に関する教育の実施にあたっては、それぞれの学校の校長や副校長（教頭）に加えて、現場の教職員の理解と協力が不可欠です。そのため、教職員向けの研修を実施し、SOS の出し方に関する教育の必要性と重要性について理解を深めます。子どもが発する SOS に気づいた時には、学校内外の関係機関と連携し、当該児童生徒を早期に支援へとつなげられるような体制を整えます。

#### 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制を強化する

児童生徒の養育に関わる保護者への相談・各種支援の提供の充実を進めます。

##### ○児童虐待の防止に向けた対策の充実

ア 精神的に最も不安定になりやすい産前産後の時期に、家庭訪問、相談等各種支援事業を充実させることにより、産後うつや虐待の未然防止を目指します。

イ 子育てに関する一般的な相談から、児童虐待に関する相談・通報まで多様なニーズに対応し、関係機関と連携を図り、個別課題に応じた対応・支援策を講じます。

##### ○養育に関する様々な相談機会の提供

ア 子育て総合相談窓口は、妊娠期から子どもが 18 歳になるまでの子育て家庭の相談窓口となります。家庭訪問等のアウトリーチ型支援を積極的に行い、関係機関と連携を図ることで、子どもや保護者を伴走型で支援します。

イ 保健師・助産師・教諭等の資格を有する専門相談員が、子育てや家庭生活に関して悩みを抱える保護者の相談に応じることで、自殺リスクの高い保護者を早期に発見し、必要な場合には他の専門機関と連携しながら支援を行います。

ウ 不登校や発達に関する事など、子どもの教育上の悩みや心配事を抱える保護者に対し、教育相談室の心理士等の相談員が面談や電話にて相談に応じます。

##### ○養育に係る負担の軽減に向けた各種支援の提供

ア 地域子育てひろば等において、保護者同士が交流のできる機会を提供するとともに、子育てに関する相談機会や各種情報の提供、子育てに関する講習会等の様々な

施策を実施することで、地域で子どもを育てていくための環境を整え、子育てにまつわる保護者の負担軽減を図ります。

イ 保護者が病気や出産、家族の介護、就労などの理由により、一時的に家庭で子どもの養育が難しい場合に宿泊を伴った一時預かりを行う子どもショートステイや、援助者がなく、産後うつや育児ストレス等により、安定した養育が行えない家庭に対してヘルパー等を派遣して育児支援を行うことで、保護者の不安や負担の軽減を図ります。

ウ 父子・母子家庭の児童生徒の養育に係る各種手当の支給や、小児慢性特定疾患に伴う医療費の助成、経済的理由から就学が困難な児童生徒に対する給食費の補助や学用品の支給、就学金の貸与等、金銭・物資面での種制度により、児童生徒の養育ならびに就学を支援します。

## 5 推進施策

### (1) 自殺に関する実態把握

総合的に自殺対策を講じるため、国などの調査研究及び検証、各種統計などを活用して自殺の原因・背景、自殺に至る経過を分析し、本市の自殺の実態把握に努めます。

- ①社会的要因を含む様々な統計情報の分析
- ②自殺関連の相談に関する事例検討

### (2) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

自殺に追い込まれるという危機は誰もが当事者になり得ることとして、自殺や心の健康などについての正しい知識の普及啓発を行います。

- ①自殺予防週間と自殺対策強化月間における啓発活動の実施
- ②児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- ③自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ④精神疾患等についての普及啓発の推進

### (3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組

様々な分野で各種相談にあたる人に対して研修等を実施し、資質の向上を図ります。  
また、自殺に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険性を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じてつなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。

- ①各関係機関での各種相談業務にあたる職員の資質の向上
- ②様々な分野の人材をゲートキーパーとして養成

### (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組

長時間労働、失業、各種のハラスメント、いじめ、育児や介護疲れなど自殺の原因となり得る様々な心の負担について、市民が過剰にストレスを溜め込まずに適切に対処できるよう、市民自身の心の不調やストレスへの気づきを促すとともに、ストレスを軽減するための支援や相談できる窓口の充実を図ります。

- ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ②地域や学校における心の健康づくり推進体制の整備

### (5) 適切な精神保健医療福祉サービスとの連携強化の推進

うつ病やアルコール依存症等の精神疾患は自殺の危険性が高いとされていることから、早期に適切な精神科医療につなぐ支援を行うため体制を整備します。

また、精神科医療につながった後も自殺の危険性を高める様々な問題を包括的に対応するため、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律などの関係機関のネットワークの体制を構築します。

- ①精神疾患等の早期支援の推進
- ②医療、保健、福祉などの関係機関・関係施策との連携強化

#### (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる取組

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、これらを通じて社会全体の自殺リスクを低下させることを目指します。

自殺は多種多様な要因が複雑に関係していることから、身近な地域の相談窓口が市民にとって相談しやすいものになるよう体制の充実を図り、市民の状況に応じたきめ細かな相談支援を行うとともに、関連する支援内容や相談窓口の周知を図ります。

- ①地域における相談体制の充実と相談窓口の周知
- ②各関係機関のネットワークの構築と各種相談窓口の連携強化
- ③様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実  
(高齢者とその介護者、ひきこもり状態にある人、児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、妊産婦や子育て家庭、児童生徒、性的マイノリティ)

#### (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

自殺未遂者は自殺未遂歴のない人に比べて、再度自殺を企図する可能性が高いことがわかっています。そのための手立てを重視し、自殺未遂者が必要な医療的ケアや相談支援が受けられるよう、医療機関、警察、消防との連携を進めます。また、自殺未遂者を見守る家族など身近な支援者に対し、支援の充実を図ります。

- ①自殺未遂者及びその家族等などの身近な支援者に対する支援
- ②自殺未遂者支援に係る地域連携

#### (8) 遺された人への支援を充実する取組

自死遺族は、大切な人を失ったことに対する深い悲しみや自責の念を抱き、また、周囲の誤解や偏見により地域から孤立状況に陥る可能性があります。

そのため、心身の不調などの健康問題だけでなく、心理、福祉、経済、法律など多岐にわたる問題を複合的に抱える自死遺族に対して、心理的ケアだけでなく、様々な支援ニーズに応じた必要な情報を得ることができる相談窓口や支援に関する情報を提供します。

- ①遺された身近な人への心のケア
- ②遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供等

#### (9) 子ども・若者に対する自殺対策を推進する取組

若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっています。

平成 28 年 4 月、自殺対策基本法の改正により、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことの周知を行い、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して対応するとともに学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対応していきます。

- ①いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- ②SOS の出し方に関する教育の推進
- ③若者への支援の充実

※（自殺対策総合大綱「平成 29 年 7 月 25 日閣議決定」を参考に作成）

## 6 具体的な推進施策の取組

| No                          | 予算事業名・取組                                    | 「生きる支援」実施内容                                                                                              | 担当部署           | 担当課            |
|-----------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| (1) 自殺に関する実態把握              |                                             |                                                                                                          |                |                |
| ①社会的要因を含む様々な統計情報の分析         |                                             |                                                                                                          |                |                |
| 1                           | 自殺に関する調査及び研究                                | 厚生労働省(人口動態統計)、警察庁(自殺統計)や各関係機関等が作成・公表している統計を活用して、本市の自殺傾向を把握し、自殺対策の成果・分析の把握に努めます。                          | 福祉保健部          | 社会福祉課          |
| ②自殺関連の相談に関する事例検討            |                                             |                                                                                                          |                |                |
| 2                           | 自殺に関する事例検討会の実施                              | 自殺予防対策推進連絡会において個別事象の事例検討を行うなど、適切な支援方法などについて検討します。                                                        | 関係部局           | 社会福祉課<br>関係各課  |
| (2) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組    |                                             |                                                                                                          |                |                |
| ①自殺予防週間と自殺対策強化月間における啓発活動の実施 |                                             |                                                                                                          |                |                |
| 3                           | 自殺予防週間と自殺対策強化月間等での普及啓発の実施                   | 自殺予防週間(9月10日～9月16日)及び自殺対策強化月間(3月)に市広報誌やホームページに掲載します。また、関係機関等と協力した啓発に取り組めます。                              | 福祉保健部          | 社会福祉課          |
| ②児童生徒の自殺対策に資する教育の実施         |                                             |                                                                                                          |                |                |
| 4                           | いじめ根絶対策事業<br>(自他の生命を尊重する心を育てる学習と情報モラル教育の推進) | 小・中学校において、いじめ防止のための学習や取り組みを行います。また、SNS等の普及により、児童生徒がそれらを介したいじめ等により自殺を引き起こすおそれなどがあることから、情報モラルに関する教育を推進します。 | 教育委員会          | 学校教育課          |
| ③自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及     |                                             |                                                                                                          |                |                |
| 5                           | 生きる支援に関する講演会等の開催                            | 市民向けに講演会等を行い、関係機関と連携しながら自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。                                                           | 福祉保健部          | 社会福祉課          |
| 6                           | 図書館において生きる支援に関する啓発用ブースの設置                   | 9月の自殺予防週間や3月の自殺予防強化月間に合わせて、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示やリーフレットを配架します。                                      | 福祉保健部<br>教育委員会 | 社会福祉課<br>図書館   |
| 7                           | 生きる支援に関連する相談先情報の周知                          | 広報誌やホームページ等を活用して、様々な生きる支援に関する相談窓口の情報を掲載し、市民に対して周知を図ります。                                                  | 福祉保健部<br>市長公室  | 社会福祉課<br>秘書広報課 |
| 8                           | いじめ根絶対策事業<br>(若年層向け普及啓発)                    | 児童生徒及び保護者を対象として、インターネットやSNS等の取扱いや、それらを介したいじめ防止のための普及啓発等を推進します。                                           | 教育委員会<br>福祉保健部 | 学校教育課<br>社会福祉課 |

|                                   |                        |                                                                                                           |       |                 |
|-----------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------|
| 9                                 | 障害のある人への啓発<br>資料への情報掲載 | 市内の相談支援事業所の一覧表に生きる支援に関連した様々な相談先の情報を掲載します。                                                                 | 福祉保健部 | 社会福祉課<br>障害者福祉課 |
| ④精神疾患等についての普及啓発の推進                |                        |                                                                                                           |       |                 |
| 10                                | 精神疾患等についての<br>普及啓発     | うつ病や統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患に関する正しい知識について、関係機関等と連携しながら、地域住民に対する知識の普及啓発を行います。                                 | 福祉保健部 | 社会福祉課<br>障害者福祉課 |
| (3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組   |                        |                                                                                                           |       |                 |
| ①各関係機関での各種相談業務にあたる職員の資質の向上        |                        |                                                                                                           |       |                 |
| 11                                | 精神保健福祉相談にあたる職員の資質の向上   | 相談にあたる職員が、精神保健福祉的な視点だけでなく、自殺対策の視点で心の悩みの原因となる生活・経済問題などの社会的要因に気づき、必要な各相談先へつなぐことができるよう相談先のリーフレットの配布等連携を図ります。 | 福祉保健部 | 障害者福祉課          |
| ②様々な分野でのゲートキーパーの養成                |                        |                                                                                                           |       |                 |
| 12                                | 一般市民向けのゲートキーパーの養成      | 自殺に関する正しい知識とゲートキーパーの役割を学び、地域で身近な支え手となる市民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。                                     | 福祉保健部 | 社会福祉課           |
| 13                                | 民生委員・児童委員へのゲートキーパーの養成  | 地域住民の身近な相談相手であり、見守り活動の中心的存在として子育てや介護の不安、生活困窮等の相談に応じ、行政や関係機関とのパイプ役を担う民生委員・児童委員を対象に研修受講を呼びかけます。             | 福祉保健部 | 社会福祉課           |
| 14                                | 市職員向けゲートキーパーの養成        | 各種相談対応や税・保険料等の納付相談から自殺リスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するため、研修受講を呼びかけます。                                | 福祉保健部 | 社会福祉課           |
| 15                                | 専門職向けゲートキーパーの養成        | 保健・医療・福祉・教育・経済・労働等様々な分野において相談・支援を行う関係機関や専門職従事者に対し研修受講を呼びかけます。                                             | 福祉保健部 | 社会福祉課           |
| (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 |                        |                                                                                                           |       |                 |
| ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進               |                        |                                                                                                           |       |                 |
| 16                                | 職場ハラスメントの防止            | 事業主に義務付けられているセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置の徹底とパワーハラスメントの予防・解決について、事業所向けの啓発研修を実施します。                 | 地域振興部 | 人権推進室           |

| ②地域や学校における心の健康づくり推進体制の整備     |                                                |                                                                                                    |       |                                    |
|------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------|
| 17                           | 府保健所及び府精神保健福祉総合センターとの連携体制の構築                   | 専門職員が配置されている関係機関等における連携を図ります。                                                                      | 福祉保健部 | 社会福祉課<br>障害者福祉課                    |
| 18                           | 健康教育、健康相談の実施                                   | 各ライフステージにおいて睡眠や休養の大切さや健康づくりに関する理解を促進します。                                                           | 福祉保健部 | 健康医療課<br>子ども政策室<br>高齢者福祉課          |
| 19                           | アルコール依存症等に関連する問題への取組強化                         | 心の病気、虐待、生活困窮との関連が指摘されているアルコール依存症等に関連する問題等に対応するため、相談・訪問指導等を通じて支援が必要な対象者を早期に把握し、支援につなげます。            | 福祉保健部 | 障害者福祉課<br>健康医療課<br>社会福祉課<br>子ども政策室 |
| 20                           | 心の居場所づくり推進事業<br>(スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置) | 小・中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒の状況や相談内容に応じて学校と連携して、相談体制の充実を図ります。                         | 教育委員会 | 学校教育課                              |
| (5) 適切な精神保健医療福祉サービスとの連携強化の推進 |                                                |                                                                                                    |       |                                    |
| ①精神疾患や発達障害の早期支援の推進           |                                                |                                                                                                    |       |                                    |
| 21                           | 精神保健福祉相談の実施                                    | 精神疾患のある人やその家族に対して面談や訪問による相談を行うことにより、医療・福祉・教育その他の関係機関と連携して支援します。                                    | 福祉保健部 | 障害者福祉課                             |
| 22                           | 特別支援教育推進事業<br>就学指導事業<br>心の居場所づくり推進事業<br>(就学相談) | 全ての就学前の園児及び小学校5年生の児童を対象にスクリーニングを行い、子どもの発達段階や個別のニーズに応じた就学支援や就学に関して、保護者や子どもとの面談等を行い、専門的な観点から相談に応じます。 | 教育委員会 | 学校教育課                              |
| ②医療、保健、福祉などの関係機関・関係施策との連携強化  |                                                |                                                                                                    |       |                                    |
| 23                           | 関係機関・関連施策との連携の強化                               | 精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、学校、職場、行政機関との連携による地域の精神保健医療福祉体制の構築及ネットワークに基づく支援の充実を図ります。                        | 福祉保健部 | 障害者福祉課<br>関係機関                     |

| (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 |                 |                                                                                                                                                                  |       |                                              |
|------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------|
| ①地域における相談体制の充実と相談窓口の周知 |                 |                                                                                                                                                                  |       |                                              |
| 24                     | 生活と仕事に関する相談     | 自殺対策の庁内ネットワークの中核として、市民や職員、関係機関等の相談が「生活としごとの相談窓口」につながるよう周知を行い、生活困窮や就労で悩んでいる人の相談窓口としての機能も果たします。                                                                    | 福祉保健部 | 社会福祉課                                        |
| 25                     | 行政・法律等による相談     | 弁護士法律相談、司法書士法律・登記相談・多重債務相談、行政書士相談、消費生活相談など、専門家による相談窓口を継続して実施します。                                                                                                 | 市民総務部 | 市民課<br>生活交通課                                 |
| 26                     | くらしの様々な市民相談     | くらしの中の様々な悩みで市民相談窓口に来庁される市民に対して、相談内容に応じて関係部署や関係機関を案内します。                                                                                                          | 市民総務部 | 市民課                                          |
| 27                     | 各福祉分野の相談        | 高齢者、障害のある人、子育て、生活困窮等各福祉分野の専門相談において、相談者の状況に応じて寄り添いながら支援を行います。                                                                                                     | 福祉保健部 | 子ども政策室<br>社会福祉課<br>障害者福祉課<br>高齢者福祉課<br>健康医療課 |
| 28                     | 地域包括支援センターによる相談 | 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職が連携して介護・福祉・健康・医療など様々な面から高齢者の生活を総合的に支援します。<br>平成31年度からは、より身近なところで相談を受け、きめ細かな対応ができるように原則中学校単位にセンターを拡充します。 | 福祉保健部 | 高齢者福祉課                                       |
| 29                     | 相談支援事業所による相談    | 障害のある人及びその家族等からの相談に応じ、障害のある人の日常生活に必要なサービス等が受けられるよう支援するとともに、障害のある人の虐待防止や権利擁護のために必要な援助等を行います。                                                                      | 福祉保健部 | 障害者福祉課                                       |
| 30                     | 男性のための電話相談      | 男性職場の人間関係、夫婦、パートナー、子どもとの関係や生き方、生きがい、こころの疲れなど、様々な悩みについて相談に応じます。                                                                                                   | 地域振興部 | 人権推進室                                        |

|                                  |                         |                                                                                                                                                                   |               |               |
|----------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 31                               | 女性相談                    | 女性の抱える様々な問題や悩みについて、女性専門カウンセラーが相談を受け、相談内容に応じて関係機関等と連携を図り、寄り添った支援を行います。                                                                                             | 地域振興部         | 人権推進室         |
| 32                               | 人権相談                    | 人権侵害となり得る事象について、相談を受け付け、人権侵害による自殺リスクを抱える相談者に対して適切な支援機関へつなぎます。                                                                                                     | 地域振興部         | 人権推進室         |
| 33                               | 犯罪被害者の相談                | 犯罪被害者に対して、相談や必要な情報の提供などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。                                                                                                                   | 市民総務部         | 生活交通課         |
| 34                               | 年金相談                    | 各種年金制度の相談に応じる中で、生活困窮や障害などの悩みを抱えた市民に気づき、悩みに応じた関係部署や関係機関への案内をします。                                                                                                   | 市民総務部         | 保険年金課         |
| 35                               | 相談窓口情報の周知               | 市広報誌や市ホームページにおいて、多分野の相談窓口の情報を市民に周知します。                                                                                                                            | 各関係部局<br>市長公室 | 各関係課<br>秘書広報課 |
| ②各関係機関のネットワークの構築と各種相談窓口の連携強化     |                         |                                                                                                                                                                   |               |               |
| 36                               | 自殺に関する事例検討会の開催          | 自殺予防推進連絡会議のメンバー及び相談業務に従事している職員などで、自殺に関する事例について検討を行い、支援方法などについて検討します。                                                                                              | 福祉保健部         | 社会福祉課<br>関係各課 |
| 37                               | 自殺対策に資する民間団体等との連携       | フードバンクや若者支援に取り組む民間団体などと連携し、生活困窮世帯など自殺のハイリスク層へのアウトリーチを含めた支援の充実を図ります。                                                                                               | 福祉保健部         | 社会福祉課         |
| ③様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（高齢者とその介護者） |                         |                                                                                                                                                                   |               |               |
| 38                               | 地域包括支援センターによる相談<br>《再掲》 | 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職が連携して介護・福祉・健康・医療など様々な面から高齢者の生活を総合的に支援します。<br>平成31年度からは、より身近なところで相談を受け、きめ細かな対応ができるように、原則中学校単位にセンターを拡充します。 | 福祉保健部         | 高齢者福祉課        |

|                                    |               |                                                                                                                                                                                                                |       |               |
|------------------------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------|
| 39                                 | 家族介護者への支援     | 平成31年度から地域包括支援センターを拡充するとともに、「介護者あんしん総合センター」を設置し、介護者のレスパイトと入院や緊急時の対応など家族介護者への支援を行います。また引き続き家族介護者リフレッシュ事業を行い、在宅高齢者等を介護している方に適切な介護知識・技術の習得や身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護者交流会など地域包括支援センターが主催する行事に参加し、介護者の疲れを癒し、リフレッシュを図ります。 | 福祉保健部 | 高齢者福祉課        |
| 40                                 | 安心生活見守り事業     | 在宅生活の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に属する高齢者で要介護1以上の方を対象に、コールセンターを利用して急病、事故等の緊急時における通報や日常生活における相談・助言や定期的な見守り等を行うために、通報装置を貸与し安心・安全な生活を支援します。                                                                                  | 福祉保健部 | 高齢者福祉課        |
| 41                                 | 行方不明高齢者等支援事業  | 高齢になると、記憶力・判断力が低下し道を間違えたり、自分の家が分からなくなることがあるため、高齢者等の日常的な見守りや行方不明になったときに、地域の支援を得て早期発見するためのネットワークの構築を進めていきます。事前登録制度の活用により早期発見・早期保護に努めていきます。                                                                       | 福祉保健部 | 高齢者福祉課        |
| 42                                 | 一般介護予防事業      | 高齢者の孤立防止のため、閉じこもり予防を目的とした体操教室の実施や健康づくりに伴う普及啓発を行います。                                                                                                                                                            | 福祉保健部 | 高齢者福祉課        |
| 43                                 | ふれあいいきいきサロン事業 | 高齢者等が身近にある公民館や集会所等で集い、交流することで、地域で支えあう関係づくりや見守りにつなげるとともに、参加者への相談支援や情報提供等を行います。                                                                                                                                  | 福祉保健部 | 社会福祉課         |
| ③様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（ひきこもり状態のある人） |               |                                                                                                                                                                                                                |       |               |
| 44                                 | ひきこもりの相談      | ひきこもり状態が長く、就労から遠ざかっている人に対して本人の状況や希望にあった各種福祉制度の利用や就労支援の方法を一緒に考え、社会とつながるきっかけづくりや自立に向けた支援を行います。                                                                                                                   | 福祉保健部 | 社会福祉課<br>関係機関 |

| ③様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者） |                                  |                                                                                             |                |                         |
|-----------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------|
| 45                                      | 児童虐待への支援                         | 虐待を受けている子どもを早期発見や適切な保護を図るため、地域における関係機関・団体間の連携強化を図り、児童虐待の未然防止等についての啓発に取り組んでいきます。             | 福祉保健部<br>教育委員会 | 子ども政策室<br>学校教育課<br>関係機関 |
| 46                                      | 女性相談                             | 配偶者やパートナーからの性暴力被害等に関する相談について、関係機関等と連携を図り、寄り添った支援を行います。                                      | 地域振興部          | 人権推進室                   |
| 47                                      | 若年層への性暴力未然防止のための啓発               | 中高生や大学生等を対象にデートDVに関する正しい知識や予防のためのコミュニケーションについて周知し、暴力を許さない意識づくりに向けた啓発を行います。                  | 地域振興部          | 人権推進室                   |
| ③様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（生活困窮者）            |                                  |                                                                                             |                |                         |
| 48                                      | 納税相談                             | 所得の減少、失業等により市税を一時に納付すると生活維持が困難になる場合に、分割納付や徴収猶予等の相談に応じます。                                    | 財務部            | 税務課                     |
| 49                                      | 各種保険料・使用料などの納付相談                 | 所得の減少、失業等により納付困難となった各種保険料、使用料等の納付相談に応じます。                                                   | 福祉保健部<br>関係各部局 | 社会福祉課<br>関係各課           |
| 50                                      | 就学援助事業<br>特別支援就学奨励事業             | 経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、経済的援助を行うことにより、就学における経済的不安を和らげます。                          | 教育委員会          | 学校教育課                   |
| 51                                      | 生活保護制度                           | 生活保護が必要な世帯に対して、最低生活を保障するとともにケースワーカーや就労支援員等が自立・安定就労に向けて関係機関と連携しながら支援を行います。                   | 福祉保健部          | 社会福祉課                   |
| 52                                      | 生活困窮者自立支援制度<br>における自立相談支援・就労準備支援 | 経済的な困窮状態に陥っている世帯に対して、専門の相談員が一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、各種制度の活用や就労支援等について本人に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 | 福祉保健部          | 社会福祉課                   |
| ③様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（妊産婦や子育て家庭）        |                                  |                                                                                             |                |                         |
| 53                                      | 子育てコンシェルジュ                       | 保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、個々のニーズに応じた情報提供、相談、利用支援等を行います。                           | 福祉保健部          | 子ども政策室                  |

|    |                                        |                                                                                                                  |       |        |
|----|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 54 | こんにちは赤ちゃん事業<br>(乳児家庭全戸訪問事業)            | 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児家庭の孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行い、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、適切なサービス提供に結び付けていきます。 | 福祉保健部 | 子ども政策室 |
| 55 | 地域子育て支援拠点事業                            | 地域子育て支援センター等において、親子の交流や親同士のつながりを図ることや子育ての悩みの相談にあたることを通じて、子育て中のストレス軽減や親子の孤立化を防ぎます。                                | 福祉保健部 | 子ども政策室 |
| 56 | 子育て総合相談窓口<br>(子育て世代包括支援センター) (家庭児童相談室) | 一人ひとりの子どもの将来が家庭の経済的・社会的状況に左右されることなく自立していけるよう、妊娠・出産期から子どもが 18 歳になるまでの期間、切れ目なくサポートする体制を構築します。                      | 福祉保健部 | 子ども政策室 |
| 57 | 産後ケア                                   | 訪問等により発育・発達の確認や聞き取りなどから母親の産後の心身の状態を確認し産後うつ予防を図り、育児の悩みや不安を軽減します。                                                  | 福祉保健部 | 子ども政策室 |
| 58 | 養育支援                                   | 子どもの発育・発達や保護者の身体・精神面での問題、養育不安のある家庭を訪問し、必要な支援を行います。                                                               | 福祉保健部 | 子ども政策室 |
| 59 | ひとり親家庭に対する相談支援                         | 経済面や生活面で困難や不安を抱えているひとり親に対して、母子・父子自立支援員が自立に向けた相談にあたり、相談内容に応じて関係機関や適切な支援サービスの提供を行います。                              | 福祉保健部 | 子ども政策室 |
| 60 | 放課後児童クラブ                               | 保護者が就労等の理由で昼間不在である小学生に対し、放課後や学校休業日に安心して生活する場所を提供します。また、保護者が安心して就労と子育てができるよう支援します。                                | 教育委員会 | 生涯学習課  |

| ③様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（児童生徒）     |                                                    |                                                                                                                                    |              |              |
|---------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 61                              | 心の居場所づくり推進事業（教育相談）                                 | 不登校、いじめ、友人関係、こどもの教育上の様々な不安や悩みについて教育相談員と臨床心理士により心理的な支援を行うとともに関係機関へのつなぎを行います。                                                        | 教育委員会        | 学校教育課        |
| 62                              | 心の居場所づくり推進事業（適応指導の取組）                              | 適応指導教室「けやき広場」で、学校復帰に向けた体験活動や教育相談を行い、不登校児童生徒への支援を行います。また、不登校傾向にある児童生徒への支援として、登校支援を行う「訪問指導員」や、登校している児童生徒への別室支援のため「心の居場所サポーター」を配置します。 | 教育委員会        | 学校教育課        |
| 63                              | 心の居場所づくり推進事業<br>（スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置）《再掲》 | 小・中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の状況や相談内容に応じて学校と連携して、相談体制の充実を図ります。                                                          | 教育委員会        | 学校教育課        |
| ③様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（性的マイノリティ） |                                                    |                                                                                                                                    |              |              |
| 64                              | 性別にこだわらない相談                                        | 性別にかかわらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりに努めます。                                                  | 地域振興部        | 人権推進室        |
| 65                              | 性的マイノリティに対する無理解・偏見などをなくす取組                         | 性的マイノリティについての正しい理解と社会全体で必要な取組を周知することで、性的マイノリティに対する無理解や偏見をなくし、相互理解を促します。                                                            | 地域振興部        | 人権推進室        |
| （７）自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組           |                                                    |                                                                                                                                    |              |              |
| ①自殺未遂者及びその家族等などの身近な支援者に対する支援    |                                                    |                                                                                                                                    |              |              |
| 66                              | 相談窓口に関する情報提供                                       | 自殺に関する地域の相談窓口の情報を掲載したリーフレットを作成し、状況に応じて救急出動した際に自殺未遂者やその家族へリーフレットを手渡します。                                                             | 福祉保健部<br>消防署 | 社会福祉課<br>警防課 |

|                            |                                         |                                                                                                                       |                |                          |
|----------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------|
| ②自殺未遂者支援に係る地域連携            |                                         |                                                                                                                       |                |                          |
| 67                         | 関係機関のネットワークの構築                          | 自殺未遂者支援の中で得られた地域特有の課題の検証や事例検討を通じて効果的な自殺対策の方向性について検討するために、医療機関・警察・消防などの関係機関との情報共有・情報交換を行います。                           | 福祉保健部          | 社会福祉課<br>関係各課<br>関係機関    |
| (8) 遺された人への支援を充実する取組       |                                         |                                                                                                                       |                |                          |
| ①遺された身近な人への心のケア            |                                         |                                                                                                                       |                |                          |
| 68                         | 自死遺族に対する相談                              | 自殺未遂者の家族や自死遺族の話を傾聴するとともに、死別の痛みから回復し、これからの人生を再構築できるようにニーズに応じた支援機関への案内を行います。                                            | 福祉保健部          | 社会福祉課<br>障害者福祉課<br>健康医療課 |
| 69                         | 自死遺族に対する偏見をなくす取組                        | ゲートキーパー研修や講演会等を通じた周知により、自殺や遺族に対する理解を深め、偏見をなくしていくことに努めます。                                                              | 福祉保健部          | 社会福祉課                    |
| ②遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 |                                         |                                                                                                                       |                |                          |
| 70                         | 自死遺族のための情報提供                            | 福祉・経済・法律関係など多岐にわたる問題を複合的に抱える自死遺族に対して各種相談先のリーフレット等により支援に関する情報を提供します。                                                   | 福祉保健部          | 社会福祉課                    |
| (9) 子ども・若者に対する自殺対策を推進する取組  |                                         |                                                                                                                       |                |                          |
| ①いじめを苦にした子どもの自殺の予防         |                                         |                                                                                                                       |                |                          |
| 71                         | いじめ根絶対策事業<br>(電話によるいじめ相談の設置)            | いじめによる悩みを相談できるよう、いじめ電話を設置し対応します。                                                                                      | 教育委員会          | 学校教育課                    |
| ②SOSの出し方に関する教育の推進          |                                         |                                                                                                                       |                |                          |
| 72                         | 心の居場所づくり推進事業<br>(教育相談体制の充実)             | 不登校、いじめ、友人関係、こどもの教育上の様々な不安や悩みについて教育相談員と臨床心理士により心理的な支援を行うとともに関係機関へのつなぎを行います。                                           | 教育委員会          | 学校教育課                    |
| 73                         | いじめ根絶対策事業<br>教職員資質向上事業<br>(教職員に対する普及啓発) | 専門家を講師に招き、近年のいじめの傾向や実態に即した研修会を教職員や保護者等を対象に行います。                                                                       | 教育委員会          | 学校教育課                    |
| ③若者への支援の充実                 |                                         |                                                                                                                       |                |                          |
| 74                         | 就労及び関係機関等との連携強化                         | 若年無職者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援を行います。また、ひきこもり状態にある方や自傷行為を繰り返す方など、深刻な生きづらさを抱える方について、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・関係団体と連携して支援を行います。 | 福祉保健部<br>各関係部局 | 社会福祉課<br>関係各課<br>関係機関    |

## 第5章 福知山市の自殺対策推進体制等

### 1 自殺対策の推進体制と計画策定の経過

#### (1) 福知山市自殺対策協議会

医療・福祉・教育・労働の関係機関及び民間団体と市関係部局を構成員として、相互の密接な連携を行い、本市における自殺対策を総合的かつ効率的に推進していきます。

| 協議会構成団体                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学識経験者<br>社会福祉法人 京都いのちの電話<br>社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会<br>福知山市民生児童委員連盟<br>一般社団法人 福知山医師会<br>京都弁護士会<br>福知山労働基準監督署<br>京都府中丹西保健所<br>福知山公共職業安定所<br>北京都ジョブパーク<br>京都府福知山児童相談所<br>京都府福知山警察署<br>福知山市福祉保健部<br>福知山市教育委員会<br>福知山市消防本部<br>市民一般公募（男）<br>市民一般公募（女）<br>事務局（福知山市福祉保健部社会福祉課） |

|     | 開催日        | 主な議題                                                           |
|-----|------------|----------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成30年9月26日 | ・福知山市自殺対策協議会の設立（委嘱状交付）<br>・福知山市自殺対策計画（案）について<br>・今後のスケジュールについて |
| 第2回 | 平成30年12月4日 | ・福知山市自殺対策計画（案）について<br>・今後のスケジュールについて                           |
| 第3回 | 平成31年1月30日 | ・福知山市自殺対策計画（案）について                                             |

## (2) 福知山市自殺予防対策推進連絡会

自殺対策に関連する庁内関係部局が緊密な連携と協力により、自殺予防対策の推進を図るとともに、関係団体との連携を行います。

| 連絡会構成員                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市長公室経営戦略課長<br>地域振興部人権推進室<br>福祉保健部子ども政策室<br>福祉保健部社会福祉課長<br>福祉保健部障害者福祉課長<br>福祉保健部高齢者福祉課長<br>福祉保健部健康医療課長<br>市民総務部生活交通課長<br>市民総務部市民課長<br>産業政策部産業観光課長<br>教育委員会事務局学校教育課長<br>消防署警防課長 |

|     | 開催日         | 主な議題                                                                                                                         |
|-----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成30年11月19日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福知山市自殺予防対策推進連絡会の設立</li> <li>・ 福知山市自殺対策計画（案）について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> </ul> |
| 第2回 | 平成31年1月28日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福知山市自殺対策計画（案）について</li> </ul>                                                        |

# ～ 資 料 ～

## 平成18年法律第85号

### 自殺対策基本法

#### 第1章 総則

##### (目的)

**第1条** この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (基本理念)

**第2条** 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

**2** 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

**3** 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

**第3条** 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

**第4条** 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

**第5条** 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

**第6条** 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

**第7条** 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

**第8条** 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

**第9条** 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

**第10条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

**第 11 条** 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## **第 2 章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等**

（自殺総合対策大綱）

**第 12 条** 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第 23 条第 2 項第 1 号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

**第 13 条** 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

**2** 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

**第 14 条** 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## **第 3 章 基本的施策**

（調査研究等の推進及び体制の整備）

**第 15 条** 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況

に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

- 第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

- 第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍

する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

**第 18 条** 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

**第 19 条** 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

**第 20 条** 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

**第 21 条** 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

**第22条** 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **第4章 自殺総合対策会議等**

（設置及び所掌事務）

**第23条** 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- （2） 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

**第24条** 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

**第25条** 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

**附 則 抄**

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄**

(施行期日)

**第1条** この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**1 附則第7条の規定 公布の日**

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

**第6条** この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

**第7条** 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成28年3月30日法律第11号) 抄**

(施行期日)

**1** この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## 自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要

|                                                                                                                                                                   |                                                                     |                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 目的規定の改正(第1条)                                                                                                                                                      |                                                                     |                                                |
| ○ 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加                                                                                                  |                                                                     |                                                |
| 基本理念の追加(第2条第1項・第5項)                                                                                                                                               |                                                                     |                                                |
| ○ 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない |                                                                     |                                                |
| ○ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない                                                                                                       |                                                                     |                                                |
| 国の責務の改正(第3条第3項)                                                                                                                                                   | 自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)                                                | 関係者の連携協力(第8条)                                  |
| ○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助                                                                                                                                       | ○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開<br>○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開 | ○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力 |
| 都道府県自殺対策計画等(第13条)                                                                                                                                                 |                                                                     |                                                |
| ○ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める                                                                                                                          |                                                                     |                                                |
| 都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)                                                                                                                                          |                                                                     |                                                |
| ○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付                                                                      |                                                                     |                                                |
| 基本的施策の拡充                                                                                                                                                          |                                                                     |                                                |
| 〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)                                                                                                                                            |                                                                     |                                                |
| ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供                                              |                                                                     |                                                |
| ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備                                                                                                                          |                                                                     |                                                |
| 〔人材の確保等〕(第16条)                                                                                                                                                    |                                                                     |                                                |
| 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加                                                                                               |                                                                     |                                                |
| 〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)                                                                                                                                       |                                                                     |                                                |
| ① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定                                                                      |                                                                     |                                                |
| ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める      |                                                                     |                                                |
| 〔医療提供体制の整備〕(第18条)                                                                                                                                                 |                                                                     |                                                |
| 自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定                                                                      |                                                                     |                                                |
| 必要な組織の整備(第25条)                                                                                                                                                    | 施行期日(附則)                                                            |                                                |
| ○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備                                                                                                                                       | ○ 平成28年4月1日から施行                                                     |                                                |

福知山市自殺対策協議会規則をここに公布する。

平成30年3月28日

福知山市長 大 橋 一 夫

## 福知山市規則第12号

### 福知山市自殺対策協議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、福知山市附属機関設置条例（昭和28年福知山市条例第29号）第2条の規定に基づき、福知山市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自殺対策に関して優れた識見を有する者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募により選考された市民
- (5) その他市長が適当と認める者

#### (任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときその他の事由により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、非公開とする。

(資料提出の要求等)

第6条 協議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(任期の特例)

- 2 施行日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

## 福知山市自殺対策協議会委員名簿

| No. | 団体名                | 役職      | 氏名    |
|-----|--------------------|---------|-------|
| 1   | 京都文教大学             | 名誉教授    | 森谷寛之  |
| 2   | 社会福祉法人 京都いのちの電話    | 事務局長    | 中瀬真弓  |
| 3   | 社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会 | 事務局長    | 夜久豊基  |
| 4   | 福知山市民生児童委員連盟       | 理事      | 桐村正昭  |
| 5   | 一般社団法人 福知山医師会      | 理事      | 井上和之  |
| 6   | 京都弁護士会             | 弁護士     | 綿島浩一  |
| 7   | 福知山労働基準監督署         | 監督・安衛課長 | 藤木理映子 |
| 8   | 京都府中丹西保健所          | 福祉室長    | 野条信之  |
| 9   | 福知山公共職業安定所         | 統括職業指導官 | 荒樋修生  |
| 10  | 北京都ジョブパーク          | センター長   | 徳田裕之  |
| 11  | 京都府福知山児童相談所        | 所長      | 岩崎明生  |
| 12  | 京都府福知山警察署          | 生活安全課長  | 安達秀豊  |
| 13  | 福知山市福祉保健部          | 部長      | 大江みどり |
| 14  | 福知山市教育委員会          | 理事      | 森山 真  |
| 15  | 福知山市消防本部           | 消防長     | 鈴木秀三  |
| 16  | 市民一般公募(男)          |         | 吉見光則  |
| 17  | 市民一般公募(女)          |         | 細合恵津子 |

## 福知山市自殺予防対策推進連絡会設置内規

平成 30 年 11 月 1 日

(設置及び目的)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）の基本理念に則り自殺予防に関する庁内組織として、関係各部局が緊密な連携と協力により自殺予防対策の推進を図るため、「福知山市自殺予防対策推進連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第 2 条 連絡会は、次の事項について協議をする。

- (1) 自殺の実態及び要因の把握に関すること。
- (2) 自殺予防に関する施策の検討及び推進に関すること。
- (3) 自殺予防対策に関する関係各部局の事業等の情報交換に関すること。
- (4) その他自殺予防対策の推進に関する必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 連絡会は、別表に掲げる職のある者をもって構成する。

2 連絡会に座長を置き、福祉保健部社会福祉課長をもって充てる。

3 座長に事故があるときは又は欠けたときは、あらかじめ座長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 連絡会は、座長が必要と認めるときに招集し、座長が議長となる。

2 連絡会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属課等の職員を代理出席させることができる。

3 座長は必要に応じ、別表に掲げる部署以外の関係職員、関係機関、団体等の関係者を求めることができる。

(事務局)

第 5 条 連絡会の事務局を福祉保健部社会福祉課に置き、その庶務を行う。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 1 日より施行する。

別表（第3条関係）

| 構成員                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>市長公室経営戦略課長<br/> 地域振興部人権推進室<br/> 福祉保健部子ども政策室<br/> 福祉保健部社会福祉課長<br/> 福祉保健部障害者福祉課長<br/> 福祉保健部高齢者福祉課長<br/> 福祉保健部健康医療課長<br/> 市民総務部生活交通課長<br/> 市民総務部市民課長<br/> 産業政策部産業観光課長<br/> 教育委員会事務局学校教育課長<br/> 消防署警防課長</p> |

# 福知山市市民憲章

## 「幸せを生きる」

**わたしたちは、ふるさと福知山を“幸せの舞台”に  
します。**

**水清い由良川、緑濃い山々、行き交う人々。  
生き生きとして、伸び伸びとしたふるさとをつくり  
ます。**

**わたしたちは、ひとりひとりの中に人生を自由  
で美しいものにする力を持っています。**

**そのわき出る力を集め、四季を愛し、命を尊び  
共に幸せを生きます。**

**平成3年4月1日制定**



## 福知山市自殺対策計画

～「いのち支える」まちづくりを目指して～

(平成31年3月)

編集・発行

福知山市福祉保健部社会福祉課

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1

電話 0773-24-7094